

# 令和元年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



令和2年（2020年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

（はじめに）

|                      |   |
|----------------------|---|
| 子どもの権利サポート委員より ..... | 1 |
|----------------------|---|

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第 1 章 相談活動状況.....                  | 3  |
| 1 相談件数.....                        | 3  |
| 2 令和元年度子どもの権利サポート委員会活動状況について ..... | 5  |
| 3 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯.....        | 12 |
| 4 相談へのきっかけ .....                   | 14 |
| 5 子どもの権利サポート委員会活動.....             | 15 |

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第 2 章 広報・啓発活動 ..... | 23 |
| 1 広報・啓発活動一覧.....    | 23 |
| 2 配布物 .....         | 24 |
| 3 活動報告会 .....       | 37 |
| 4 啓発活動.....         | 39 |

（おわりに）

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 子どもの権利サポート委員、相談員より ..... | 41 |
|--------------------------|----|

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ＜参 考 資 料＞◆子どもの権利サポート委員会の制度◆ ..... | 49 |
| Ⅰ 子どもの権利サポート委員会設置経緯.....          | 49 |
| Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは.....            | 51 |
| Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例.....            | 55 |

（はじめに）【子どもの権利サポート委員より】

## 子どもの権利サポート委員会活動について

子どもの権利サポート委員会 委員長 田中 賢一

まずは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々に心より  
お見舞い申し上げます。

令和元年度は、宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下、「サポート委員会」とい  
います）が設置され、6年目です。私も、令和2年10月末で、サポート委員を退任と  
なります。私が、この1年間で感じたことを以下記したいと思います。

### 1 より多くの子どもの思いを大切にできるように

令和元年度は、新規相談件数・延べ相談件数が、前年度よりも大幅に減少しました。  
減少の要因については、分析が必要です。

子どもの抱える悩み等が突然なくなることは考えられません。我々が、本当に子ども  
に身近な存在であったのか、謙虚に反省する必要もあると思います。

電話・来館・手紙というアクセス方法は、子どもにとってハードルが高いのかもしれ  
ません。インターネットによる方法や、我々が、子どもに会いに行ったりする方法など、  
様々な方法も検討していきたいと思います。

我々としては、より多くの子どもにサポート委員会の存在を知ってもらい、また、ア  
クセスしてもらえるように、実効的な広報活動も努めてまいりたいと思います。

### 2 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症により、学校が休校になってからは、サポート委員会への  
相談件数も減ってきているようです。今回の感染症にまつわる措置・影響は、子どもの  
権利等について、いくつかの問題点を提起していると考えられます。

まず、今回の休校措置をとるにあたり、措置についての子どもの意見を聞き、子ども  
に対する十分な説明があったのかという問題です。今回の緊急事態においても、やはり、  
子どもの権利は中心に据えられるべき価値のはずですし、子どもとこの緊急事態とどう  
向き合っていくのかを話し合い、その対応を子どもが選択をすることが、子どもの教育  
にもつながっていくのだと思います。

また、休校期間中の相談が減少している要因についても分析が必要と思います。子ど  
もにとって、学校自体がストレスフルな場所になっていたのではないかと、子どもの相談  
機関へのアクセス権は、本当に保障されているのか、子どもにまつわる相談が実は親と  
学校の軋轢だったのではないかなど、色々な可能性が考えられます。これらの分析が、  
子どもの悩みの本当の解決につながっていくような気がしてなりません。

### 3 今後のサポート委員会について

先ほども述べましたが、私と浜田委員は、令和2年10月末で、委員を任期満了により、退任いたします。

これまで、子どもの思い・権利を中心に据えて、相談活動等を行ってきたつもりですが、どこまで実践できたか不安があります。

しかし、サポート委員会は、親の代弁者でも、学校の代弁者でもありませんし、ある意味、単に子どもを代弁するわけではありません。子どもと一緒に考え、子どもの自発的な考えを尊重して、子どもの抱える問題点を、子どもと一緒に解決していきたいと思っています。

今回の感染症により、インターネット等を使用した就労環境等が非常に発展しました。子どもの相談でも、このようなインターネット機器等が重視されてくるかもしれませんが、しかし、我々にとっては、やはり、子どもの顔を見て、相談を行い、子どもの笑顔を見ることがやりがいとなります。

「子どもと一緒に」「子ども目線で」ということを忘れないサポート委員会をこれからも続けていけたらと思います。

今後とも、当委員会を通じ、一人でも多くの子どもの悩みが解決し、また、一人でも多くの子どもの権利が守られるように、できるだけ努力をしていきたいと思っています。関係者の皆様、市民の皆様のより一層のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。



第 1 章 相談活動状況

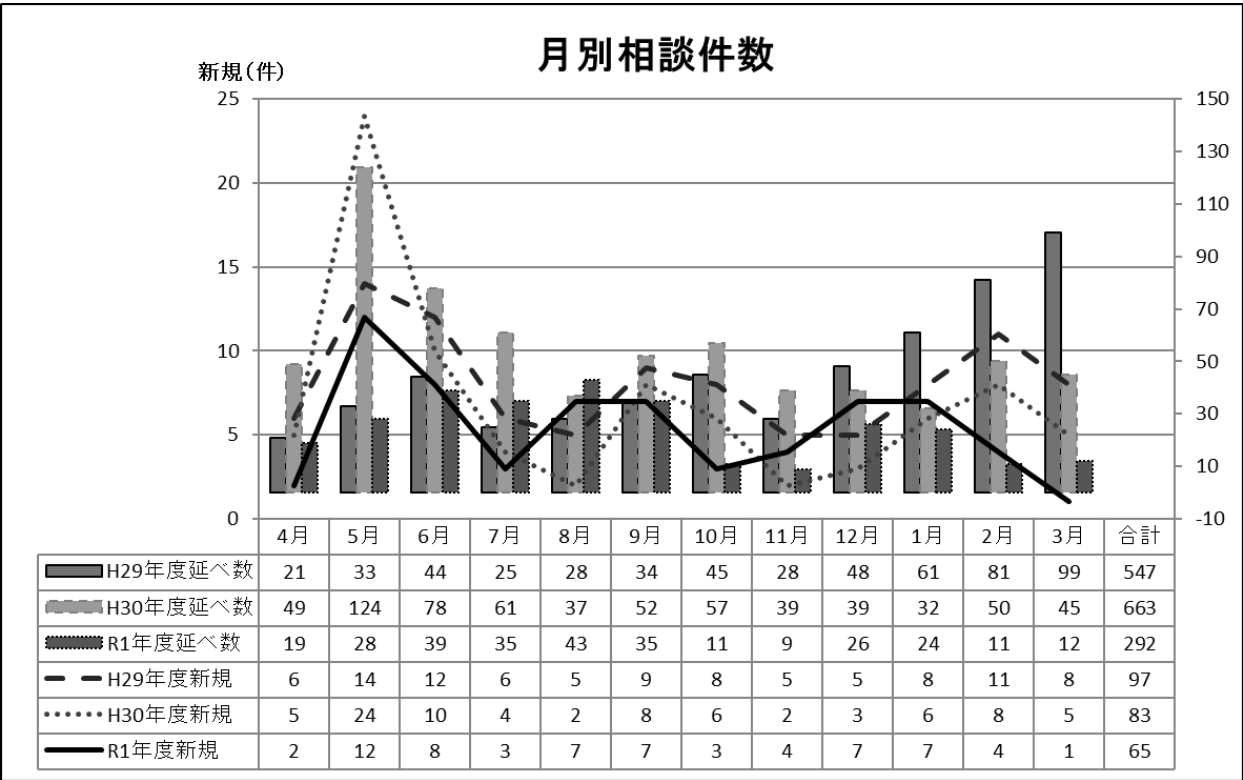
1 相談件数

(経過比較)

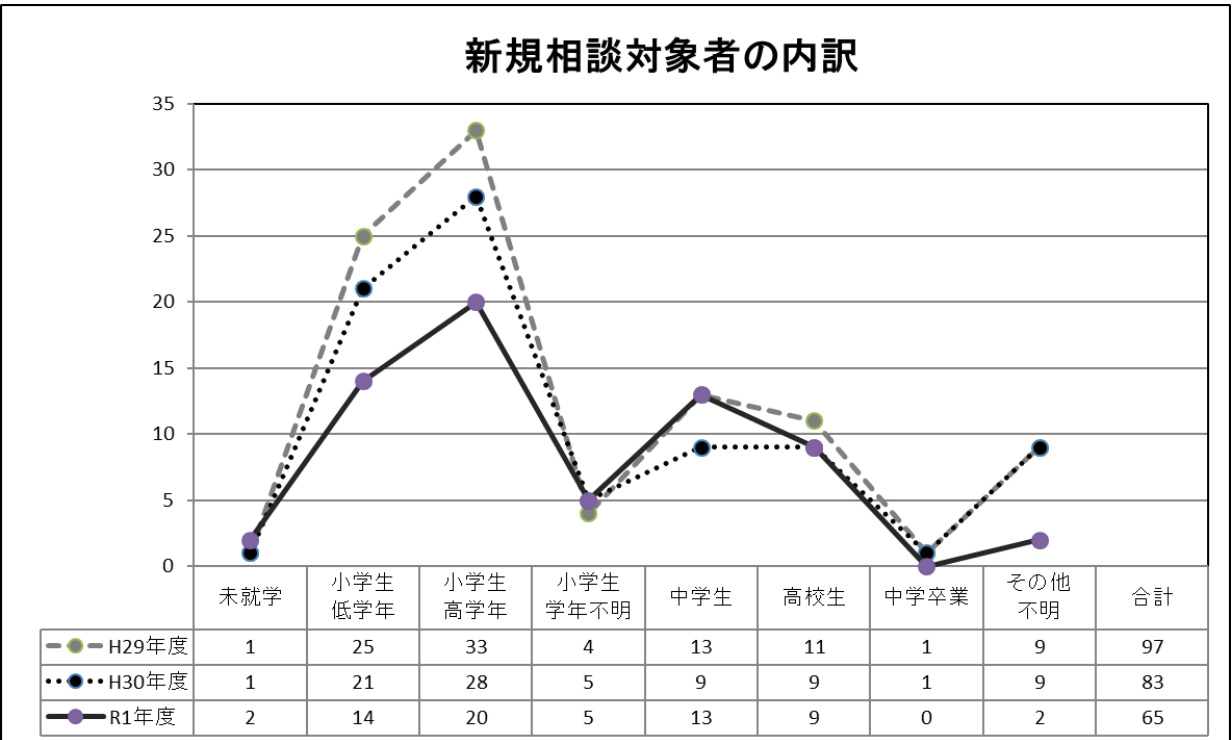
■ 3カ年比較（平成 29 年度～令和元年度）

子どもの権利サポート委員会設置から 5 年半経過しました。さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらえる機会を設け、継続的に啓発に取り組んできました。昨年度は大幅増となりましたが、今年度は減少となりました。

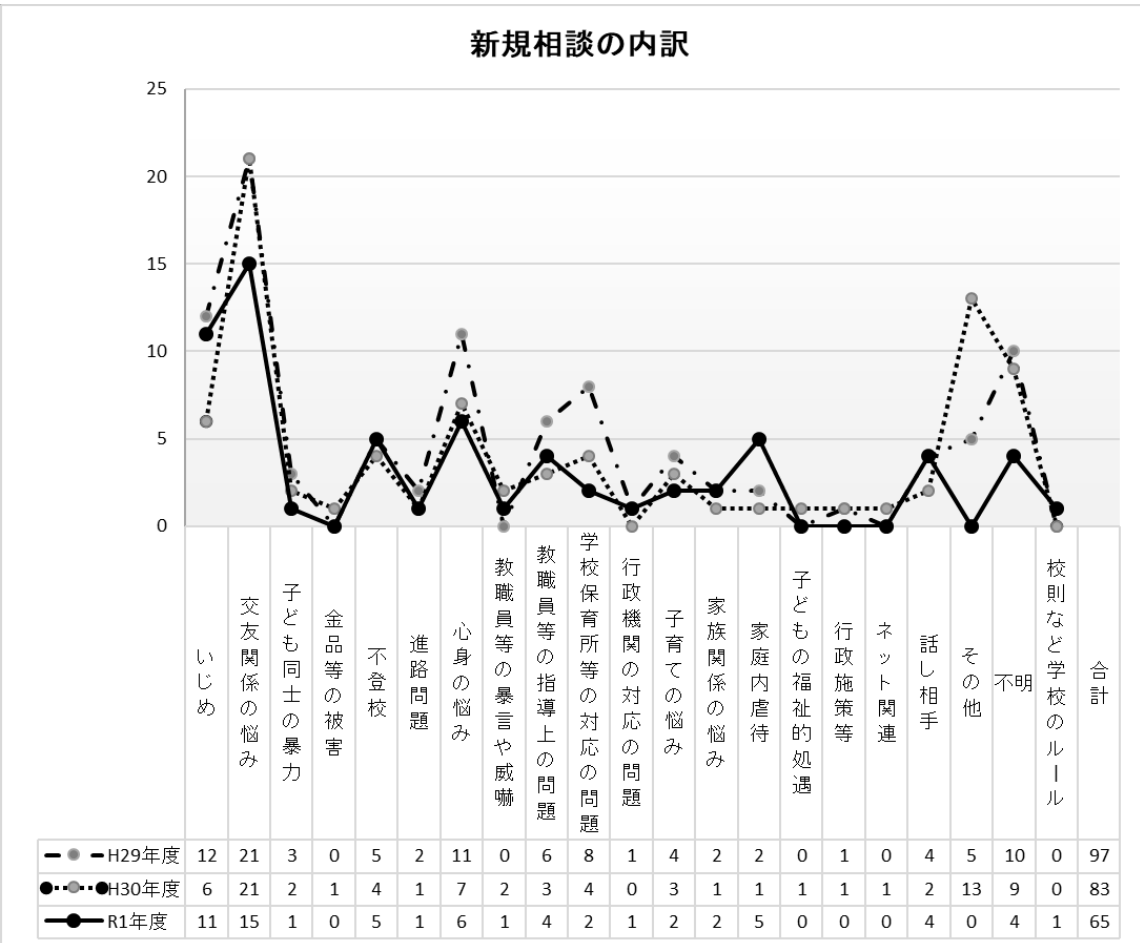
【月別相談件数（平成 29 年度～令和元年度）】



【新規相談対象者の内訳（平成 29 年度～令和元年度）】



【新規相談の内訳（平成 29 年度～令和元年度）】



## 2 令和元年度子どもの権利サポート委員会活動状況について

平成 26 年 11 月 1 日より宝塚市子どもの権利サポート委員会条例を施行し、活動を開始してから、5 年半が経過しました。その間の相談件数の経緯は以下のとおりです。

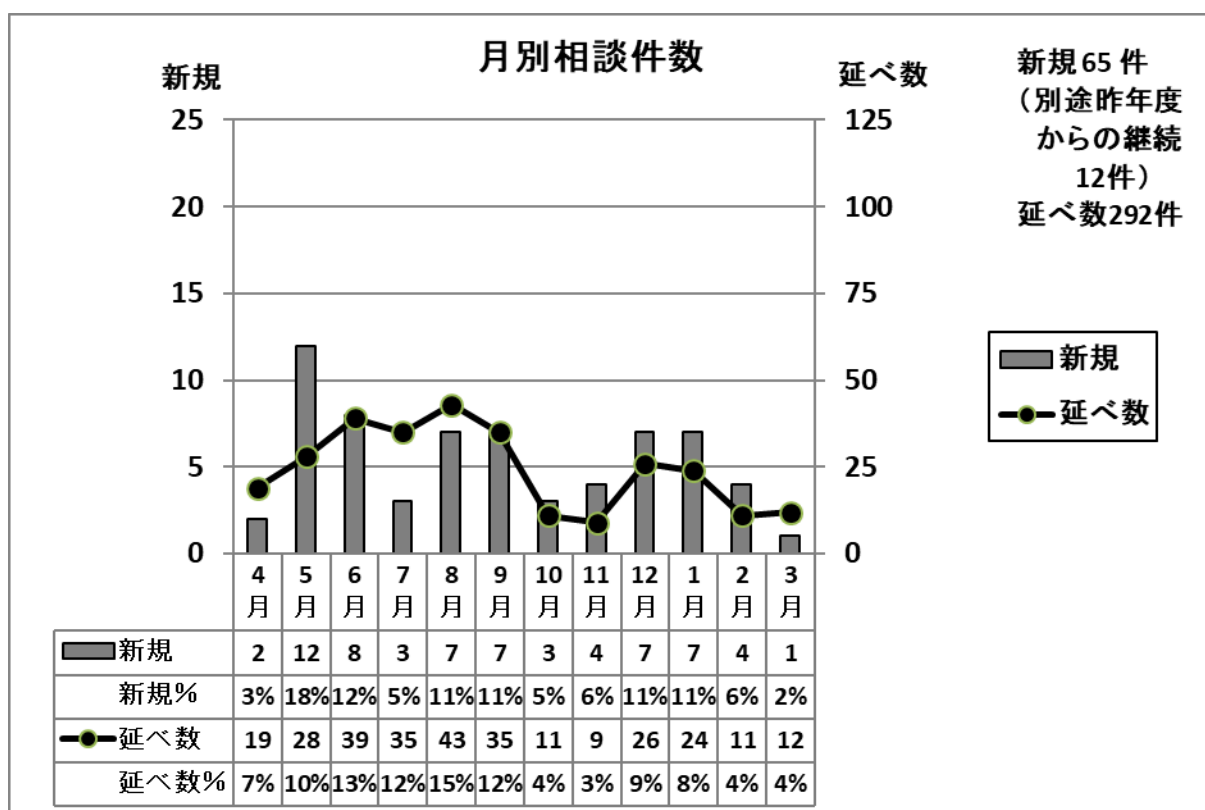
|                       |                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------|
| 平成 26 年度<br>(11 月～開始) | 新規相談件数 27 件<br>延べ相談件数 122 件                  |
| 平成 27 年度              | 新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 4 件<br>延べ相談件数 386 件   |
| 平成 28 年度              | 新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 17 件<br>延べ相談件数 386 件  |
| 平成 29 年度              | 新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 15 件<br>延べ相談件数 547 件  |
| 平成 30 年度              | 新規相談件数 83 件、前年度よりの継続件数 16 件<br>延べ相談件数 663 件  |
| 令和元年度                 | 新規相談件数 65 件、前年度よりの継続案件数 12 件<br>延べ相談件数 292 件 |

## ■令和元年度状況

### (1) 月別相談件数

令和元年度の月別相談は、新規相談として5月に12件（18%）、次いで6月に8件（12%）の相談を受けています。

【令和元年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件のうち、初回相談は新規、1 案件で 3 回の相談があった場合は延べ数を 3 回と数える。

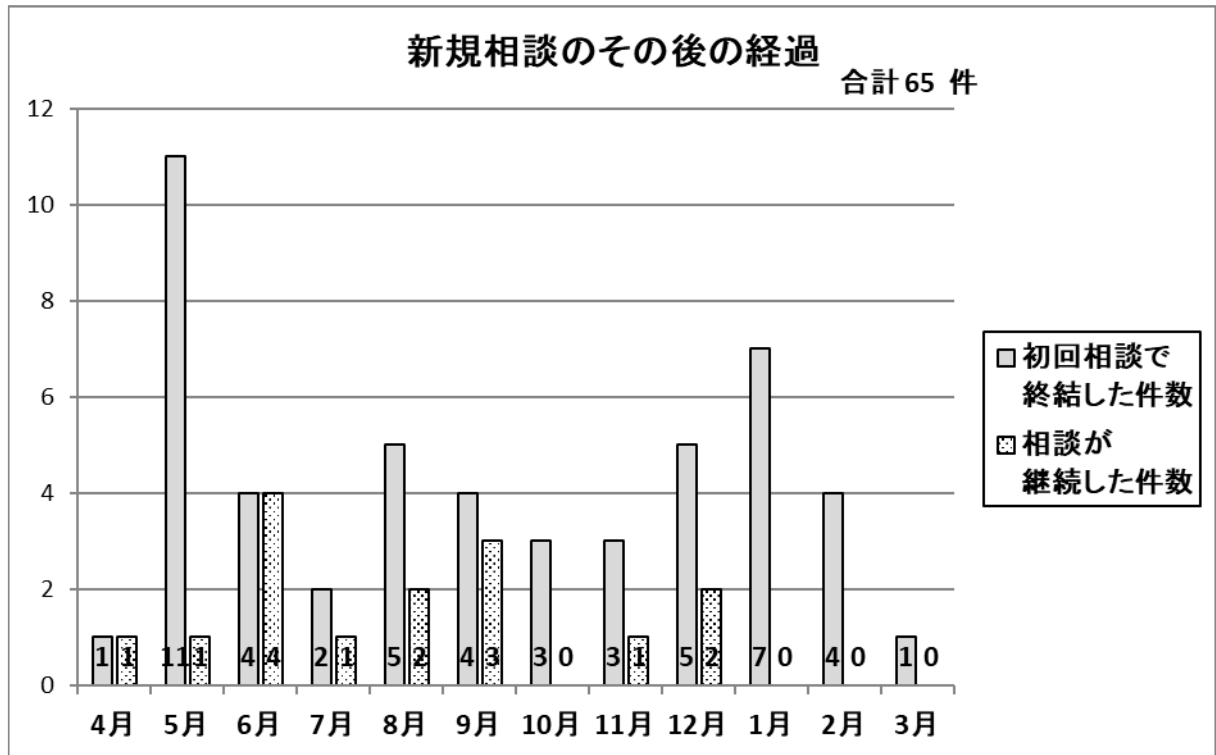
※前年度からの継続案件が 12 件あった。

## (2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が 65 件中 50 件と 76%を占めています。

### 【令和元年度・新規相談のその後の経過状況】



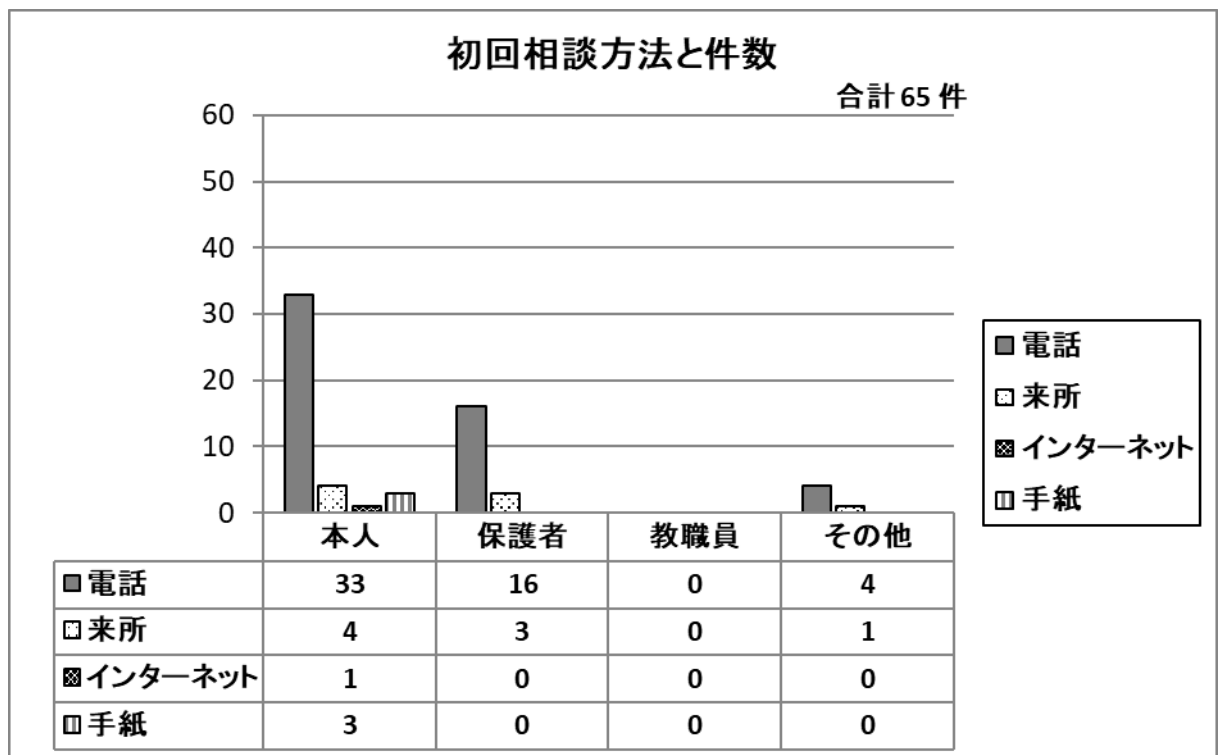
※前年度からの継続案件が 12 件あった。

### （３）初回相談方法と件数

新規相談件数 65 件のうち、子どもからの相談が 41 件（63％）あり、そのうち、相談方法では電話が最も多く 33 件、次いで、来所相談 4 件、手紙による相談が 3 件でした。

保護者からの相談は 19 件あり、電話による相談が 16 件と大半を占めました。

【令和元年度・初回相談の相談者と相談方法】



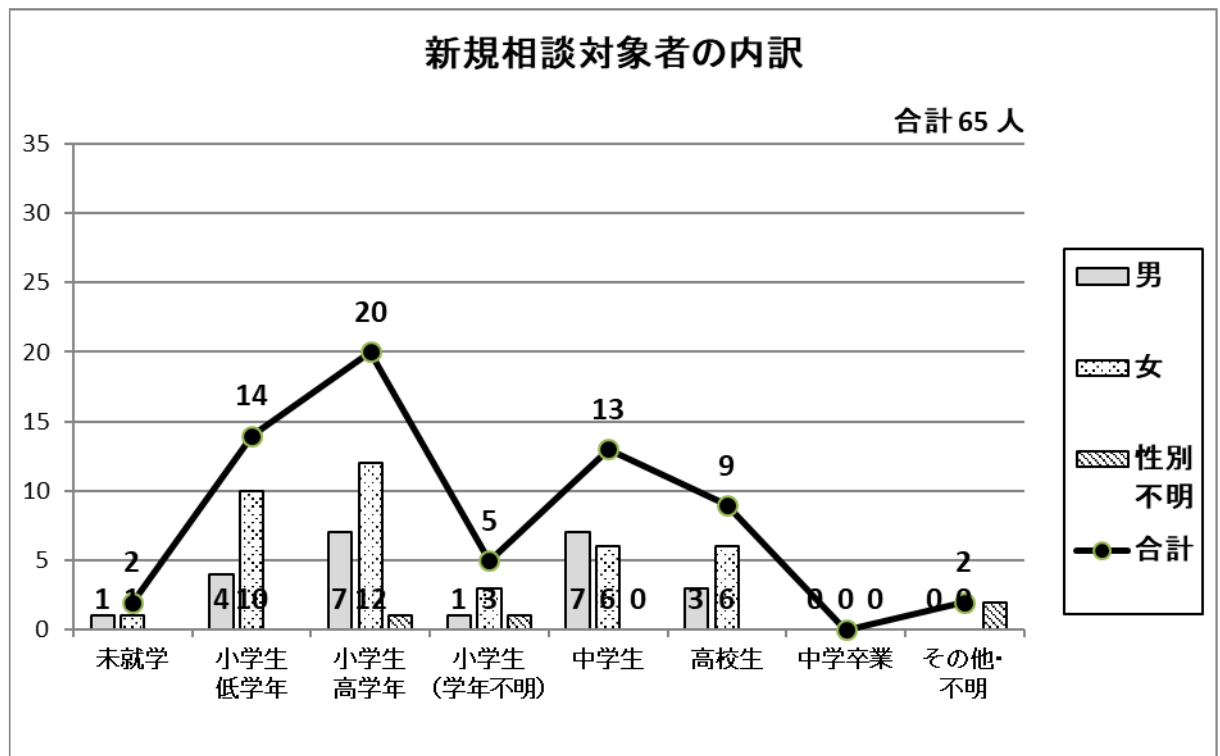
※その他は、祖父母等からの相談を集計している。

※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としている。

(4) 新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談件数 65 件のうち、小学生高学年が一番多く 20 件、次いで、小学生低学年 14 件と続きました。

【令和元年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】



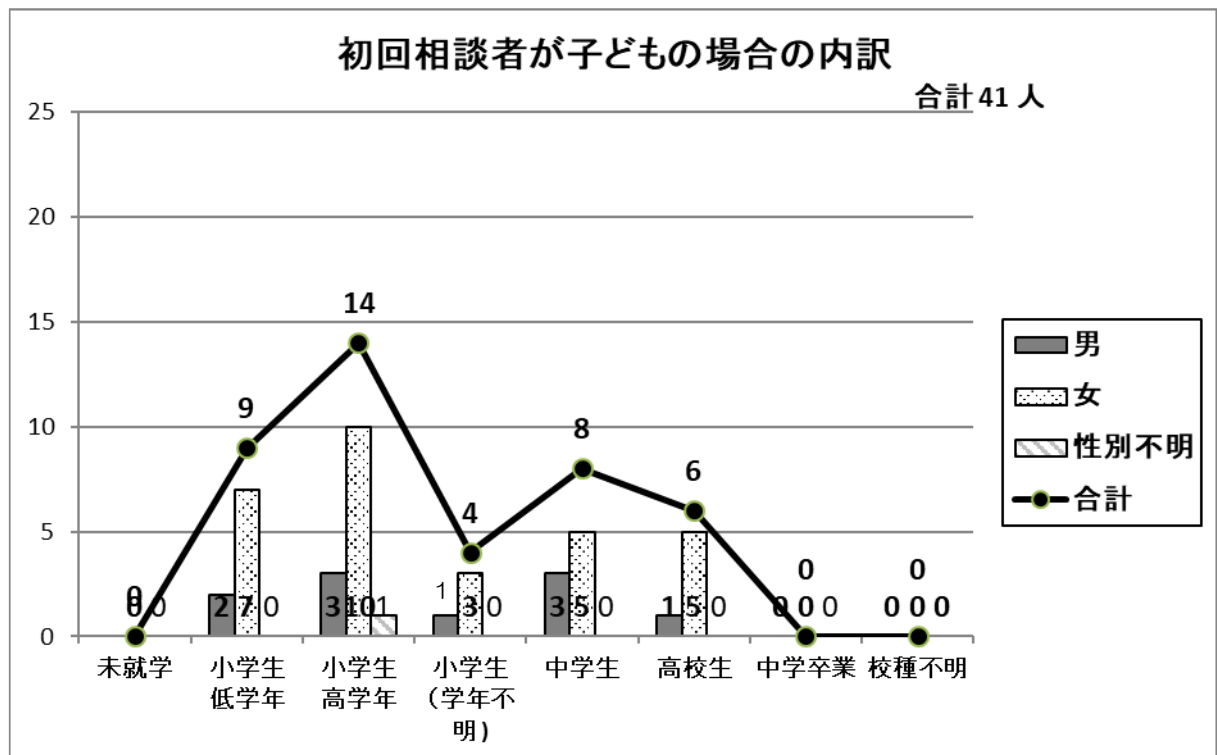
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年生。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回に子どもたちから直接相談があった件数は 41 件あり、小学生高学年女子からの相談が一番多く 10 件、次いで、小学生低学年女子からの相談が 7 件と続きました。

昨年度同様、どの学年も男子と比べて女子からの相談が多くありました。

【令和元年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



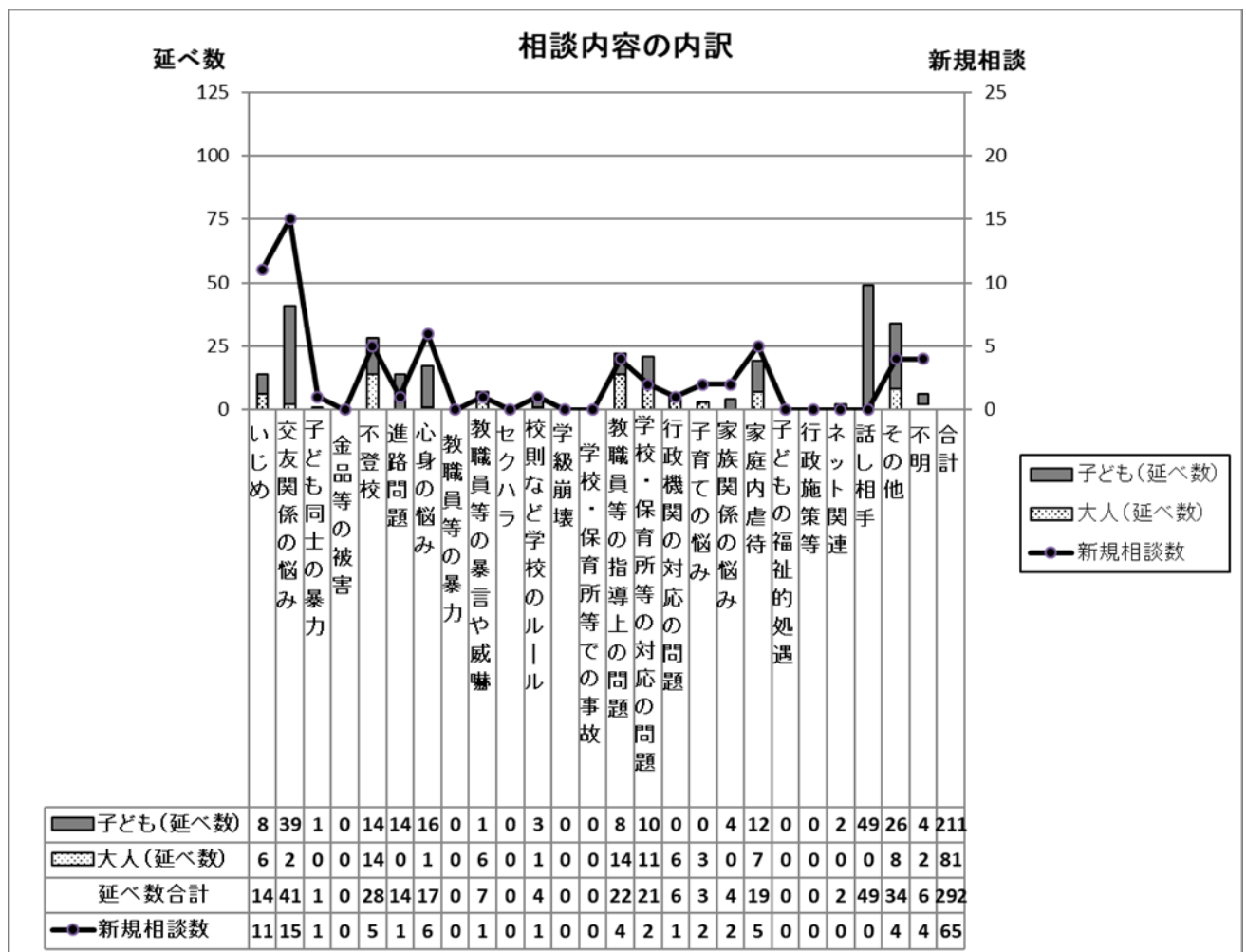
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年生。

## (6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、65 件中、交友関係の悩み 15 件、次いで、いじめ 11 件と続きました。

延べ相談内容としては、292 件中、話し相手 49 件、次いで、交友関係の悩み 41 件と続きました。

### 【令和元年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けている。

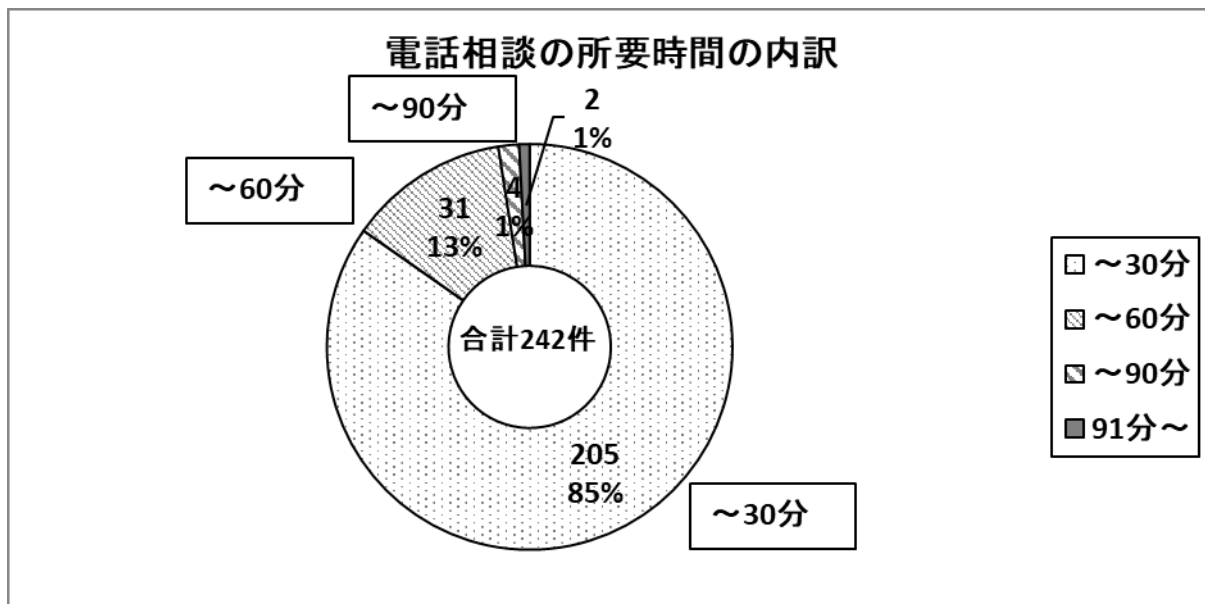
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしているため、相談内容が追加される場合がある。

### 3 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯

#### (1) 電話相談の所要時間の内訳

30 分以下の電話相談が全体 242 件の 85%（205 件）、次いで、60 分以下 13%（31 件）となりました。1 時間（60 分）を超えての相談が 2%（6 件）ありました。

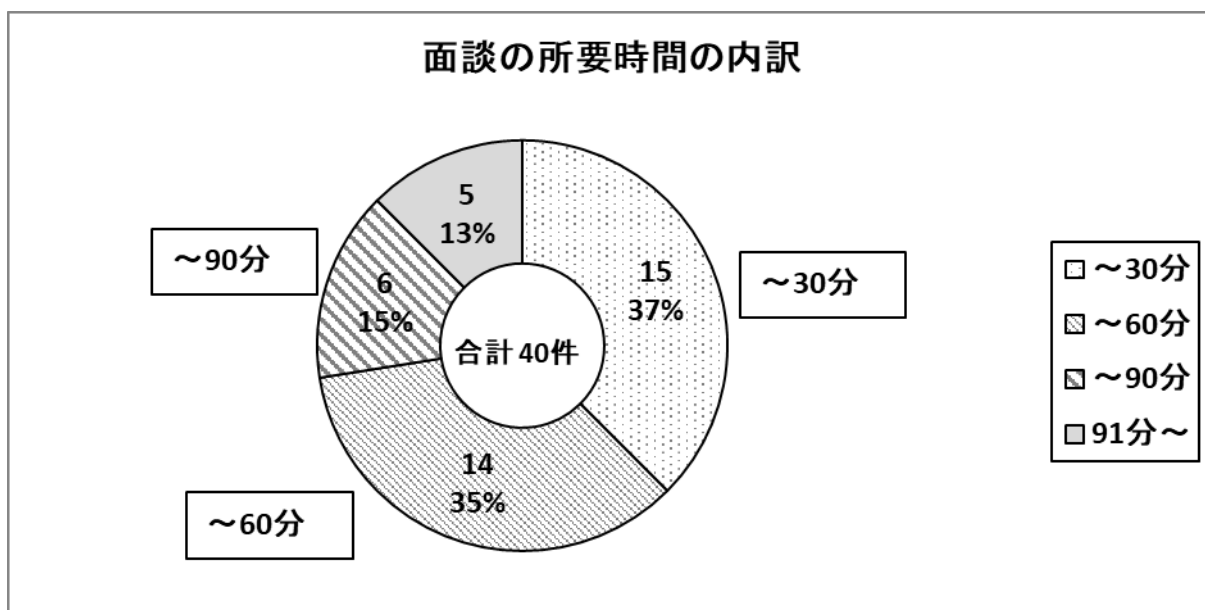
【令和元年度・電話相談の所要時間の内訳】



#### (2) 面談の所要時間の内訳

面談対応 40 件のうち、30 分までの来所・訪問による面談相談が最も多く 37%（15 件）、次いで 60 分までの面談相談は 35%（14 件）でした。これには学校を訪問しての面談時間も含んでいます。

【令和元年度・面談の所要時間の内訳】

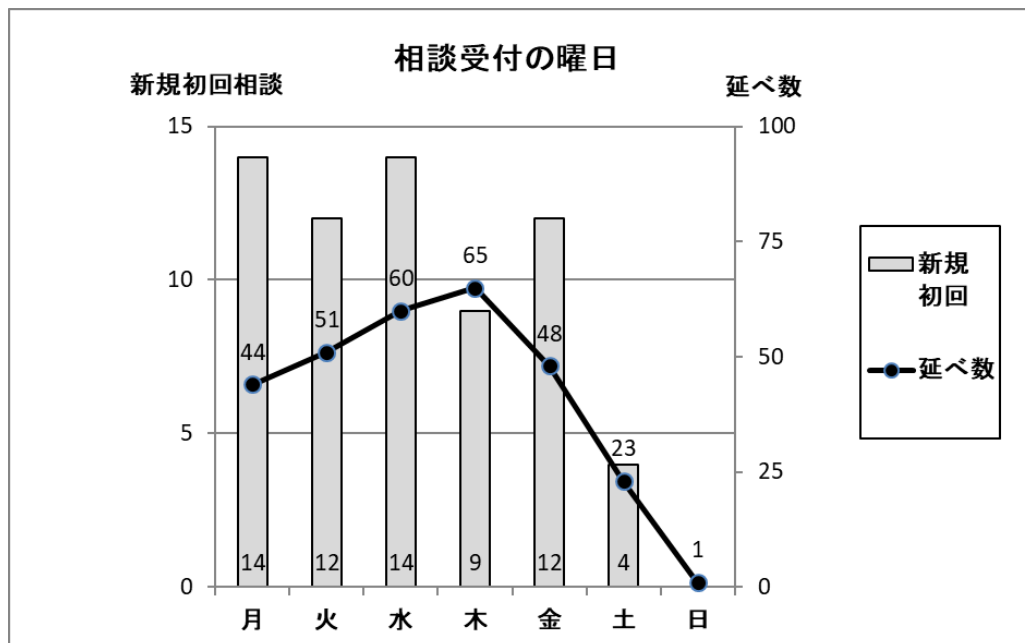


※面談は、来所相談や訪問（学校への調整等）を含んでいる。

### (3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 65 件のうち、月曜日、水曜日が 14 件と一番多く、次いで火曜日、金曜日が 12 件と続きました。延べ相談件数 292 件のうち、木曜日が 65 件、水曜日が 60 件と続きました。

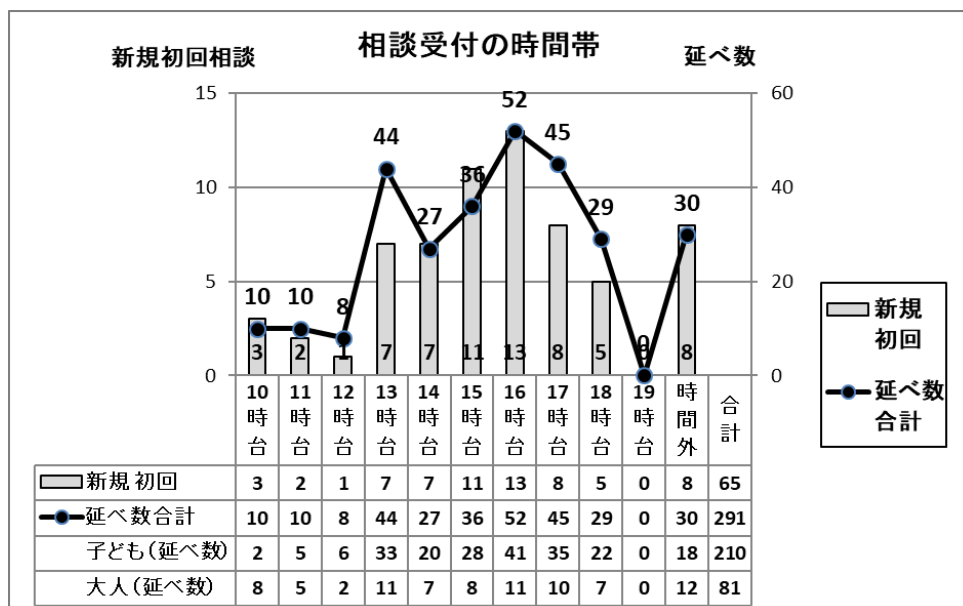
【令和元年度・相談を受け付けた曜日】



### (4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で受付をした時間帯は、65 件のうち、16 時台が 13 件と最も多く、次いで、15 時台が 11 件でした。延べ相談件数 292 件のうち、16 時台が 52 件、17 時台が 45 件と放課後の時間帯の相談が多い傾向でした。

【令和元年度・相談を受け付けた時間帯】



※手紙による相談は時間外とした。

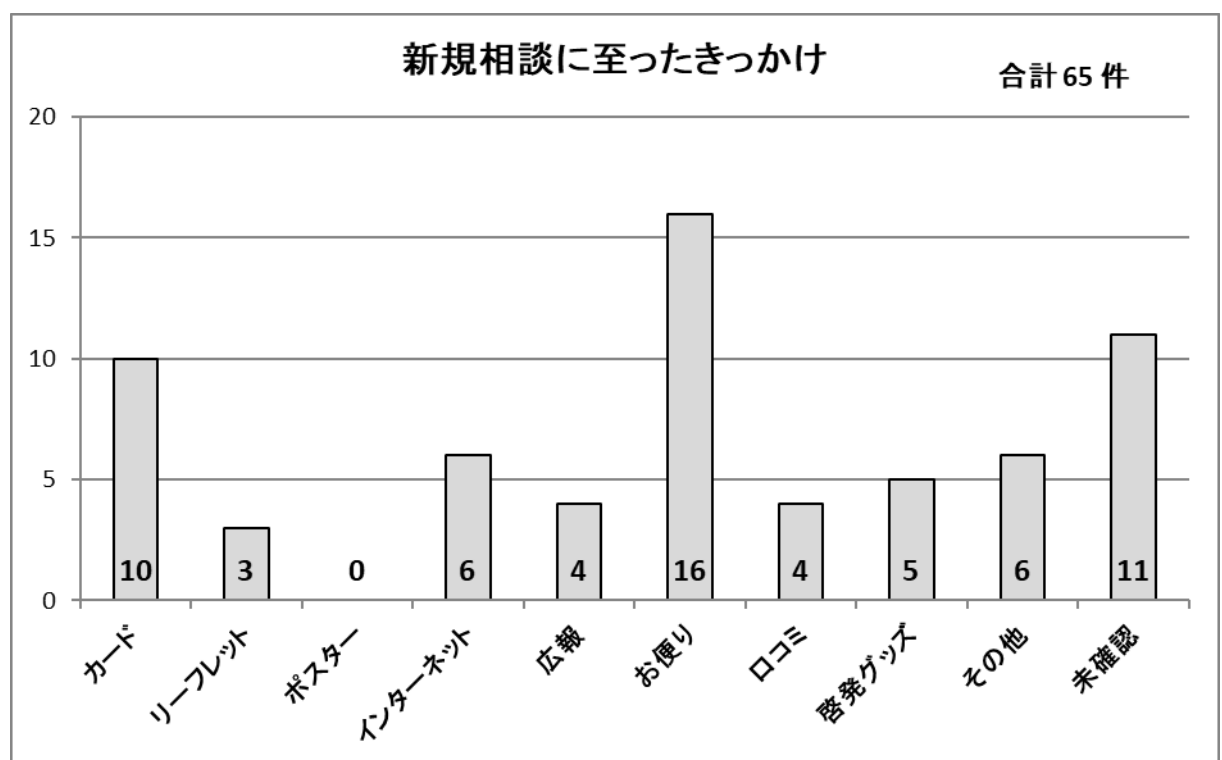
#### 4 相談へのきっかけ

##### ■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 65 件のうち、相談に至ったきっかけとして、子どもの権利サポート委員会だより（お便り）が一番多く 16 件でした。次いで、カード（ダイヤルカード）は、10 件でした。お便りは、各学期ごとに発行し、市内小中高等学校でカード、リーフレット、啓発グッズとともに配布しています。また、カード、リーフレット、ポスターは市内各公共機関に設置しています。

市内小中高等学校で配布協力いただいたお便りやカード等が、前年度同様、相談のきっかけにつながることが多くありました。

【令和元年度・新規相談に至ったきっかけ】



※カード（ダイヤルカード）、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行った。

※啓発グッズ（小3クリアファイル、小6・中3赤シャープペンシル）は、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布を行った。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）は、カード、リーフレット、啓発グッズとともに配布を行った。

・啓発時期等は、第2章 1 広報・啓発一覧に掲載

## 5 子どもの権利サポート委員会活動

### (1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

#### 開催回数

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 委員会  |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 会議※1 | 2  | 2  | 1  | 2  | 2  | 2  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 11 |
| ケース  |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 協議※2 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2   | 2   | 2  | 1  | 0  | 21 |

※1 委員会会議(条例に定められた会議) 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合う。

※2 ケース協議 それぞれの事案(ケース)の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行う。

※3 委員会会議は、主にケース協議終了後の開催とした。

※4 今年度実施した学校事故詳細調査については、上記件数にはカウントしていない。

#### ■ 委員会会議議題 ■

| 日 程   | 議 題                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月10日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について                                                           |
| 4月24日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会について(令和元年度実施分)                          |
| 5月16日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会及び活動報告書について                             |
| 5月29日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会について                                    |
| 6月13日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会及び活動報告書について<br>(3) 平成30年度活動報告 市長報告会について |
| 7月11日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会について<br>(3) その他                         |
| 7月24日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会について(令和元年度実施分)<br>(3) その他               |
| 8月8日  | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会について(令和元年度実施分)<br>(3) その他               |
| 8月22日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) 平成30年度活動報告会について(令和元年度実施分)<br>(3) その他               |
| 9月11日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について<br>(2) その他                                                |
| 9月24日 | (1) 平成30年3月22日申立て受付分の調査結果について                                                           |

■学校事故詳細調査について（教育委員会が事務局を担当）

市教育委員会からの依頼（令和元年 8 月 8 日）に応じて、子どもの権利サポート委員会において調査を実施。調査は計 6 名、委員 5 名（委員 5 名のうち 2 名は、臨時的に学校事故詳細調査実施において追加した委員）及び補助員 1 名により実施。

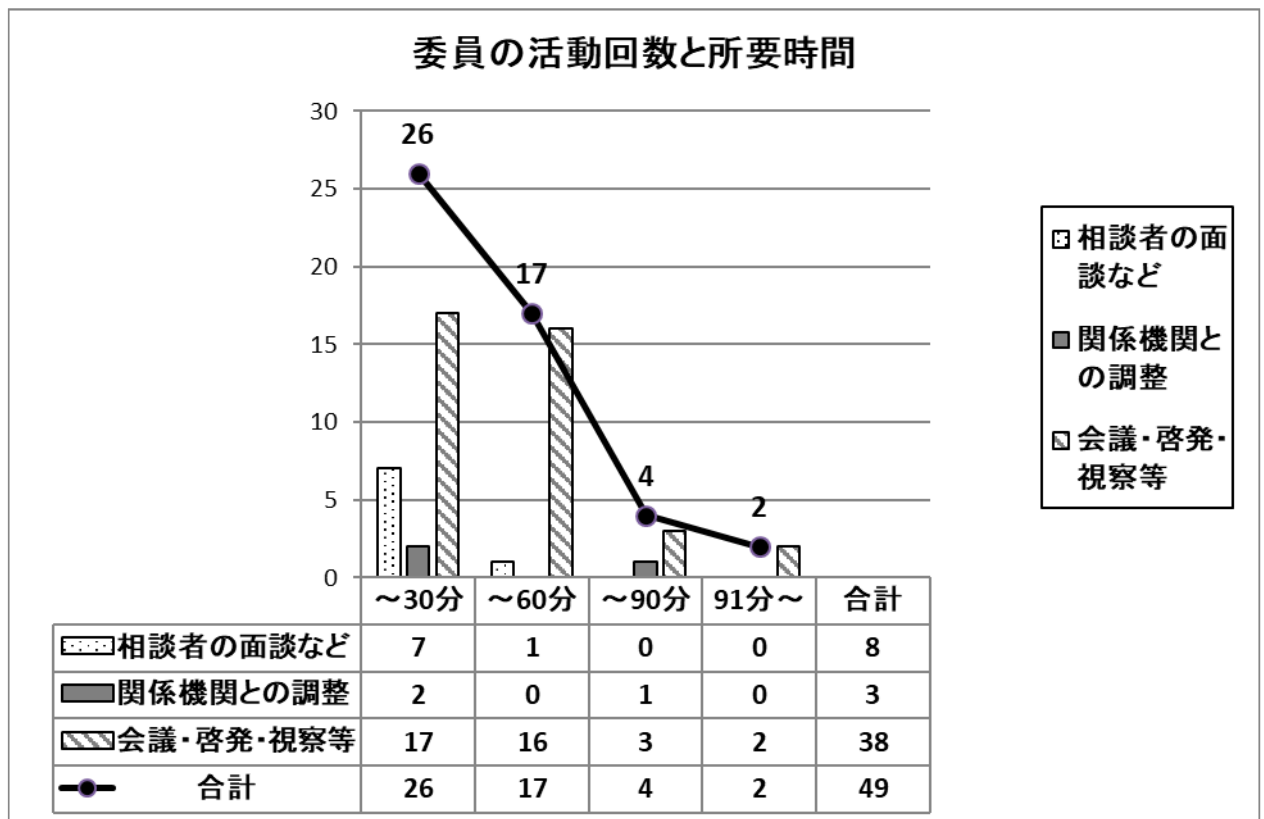
令和元年 8 月 8 日から令和 2 年 3 月 15 日まで計 14 回にわたり委員会を開催し、関係者からの聞き取り、事実認定、原因及び問題点の分析等を行い、それらを踏まえて再発防止策の提言をまとめた。（具体的内容は調査報告書による）令和 2 年 3 月 23 日に市教育委員会へ調査報告を行った。

※調査報告書については、現段階では市教育委員会として非公開とされています。

## (2) 子どもの権利サポート委員会の活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会委員として、ケース協議や委員会活動された内容です。

### 【令和元年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したもの

- ・関係機関との調整とは、相談者との面談などを経て、学校等に出向くなど調整活動（代弁等）を委員により行ったもの。
- ・会議・啓発・視察等とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの及び、外部講師による研修などを委員が受けたもの。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

0件

■発意による調査件数

0件

■調査件数

1件（前年度よりの継続）

■勧告・要請、意見表明件数

0件

■公表件数

0件

■調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

1件

・中学校2年生

#### （４）調整活動事例（相談事例）

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

##### 事例 1 相談者と学校その他関係機関との調整をサポート委員が行ったケース

**相談者** 中学 2 年生 A さん

##### **概要**

A さんは 1 年の 1 学期クラスメートから叩かれる、足を引っかけられるなどの暴力行為を担当へ相談したが「勘違いではないか？あなたも悪いのではないか？」と取り合ってもらえなかった。中学 1 年の最初は登校できていたが、A さんは教室にいたことができなくなり不登校となった。3 学期になり教室での時間も増えたが、担任から「毎日登校できないのは怠けている」と言われたことで、担任に対する不信が募るようになった。

##### **初回相談**

A さんと保護者がサポート委員会に来所し相談員と面談した。A さんは、担任の先生からの厳しい言葉により心が傷ついていること、クラスに長時間居られないのは怠けている訳ではないこと、自分も学校生活を頑張りたいと思っていることを担任に理解してほしいという気持ちを話してくれた。学校との関係があまり良好ではないためこれ以上自分 1 人で担任の先生と話をすることは困難であるとのことだった。

##### **■対応**

本人の話を傾聴し思いを受容した。子どもの権利サポート委員会の制度を説明し後日サポート委員との面談を実施することとなった。

##### **サポート委員と面談**

登校しようと思うと身体に不調がでる。学校で頑張りたい気持ちがあるのにうまくいかない。どうしたらいいか困っているということが分かった。とりわけ A さんは語彙が少なく、話をすることがあまり得意ではないことも分かった。サポート委員は、A さんの気持ちに寄り添いながらじっくり話を聴き、今後、どうすれば A さんが学校に行きやすくなり楽しく学校生活が送れるのか、サポート委員が一度学校に出向き、学校の考えを聞いてくることを提案したところ、本人の顔から笑顔が見られた。

面談の中で A さんは小学校でいじめにあったこと、小学校でも適切に対応がなされず不登校気味であったことが分かった。また不安が募るとパニックを起こし自ら学校に頻繁に電話をするなどしていた。対人コミュニケーションに課題があることも分かり、また父親からたびたび暴力や暴言といった虐待を受けており辛い思いをしているという家庭事情も話してくれた。

#### ・家庭児童相談室との情報共有

家庭内虐待の疑いがあったため、本人の承諾を得た上で家庭相談員にも来所してもらい、虐待に関する聴き取りを行った。家庭内における問題については役割分担を行い今後は家庭児童相談室が対応していくことになった。

### 経過

#### ・学校訪問において

サポート委員・サポート委員会相談員・家庭相談員が同う。対応は校長・担任。

Aさんの思いや希望を学校に伝えたところ、学校側は真摯に受け止めてくれた。またAさんの学校での様子を担任の先生は詳しく説明してくれた。Aさんは対人コミュニケーションが非常に難しいことや、物事を被害的に受け止めることが多いこと、また保護者にもクレーマー的な一面があることが分かった。担任はAさんや保護者の行動をよく把握しており、丁寧に関わっていることが確認できた。

家庭相談員も同席し家庭内で虐待の恐れがあることを報告し学校と情報共有を密に行っていくことを決めた。それぞれの機関の特性を活かして、Aさんのサポートを行っていくための役割分担を確認した。

学校は引き続きAさんの気持ちを尊重しながら周囲の生徒との関わりについて配慮し対応をすることになった。またスクールカウンセラーとの定期的な面談を重ねAさんの被害感情や不安を和らげることができるよう、学校側はカウンセリングを設けたいという提案もした。

#### ・学校訪問の内容を本人に伝える

学校にAさんの思いや希望を伝えたこと、担任はAさんのことを理解し、頑張っている点や努力している点を褒めていた。また担任はAさんの味方であると仰っていたことを伝え、学校生活のことは何でもAさんと話し合っていていきたいという考えであることを伝えたところ、ほっとした表情が見られた。サポート委員会も学校の考えをよく知ることができたので安心して学校に通っても大丈夫であると伝え励ました。Aさんも「安心しました。学校に行きたいです」という言葉を述べられた。

#### ・その後の本人へのかかわり

相談員より、Aさんに定期的に電話を入れ、学校での困っている事、家庭内で困っていることがないかを確認をしながら気持ちに寄り添った。困っていることがあれば学校、家庭児童相談室などそれぞれの機関でのサポートがあることも丁寧に本人に伝えた。Aさんからも悩みがあるとその都度入電があり他愛ない会話も含め電話相談を行った。Aさんが担任の先生に何かを伝えたい時の言葉や言い回しを相談員と一緒に考え、練習をするなどした。ずいぶんしっかり話ができるようになったことは喜ばしいことである。家庭児童相談室からも学校と連携を取りながら注意深く見守っている等の報告を受けており、現状Aさんは、家庭でも学校でも安心して生活できていることが確認できている。

## 事例 相談者と相談員のやり取りの中で解決した事案

### ケース 1

#### ◆相談の概要

地域のスポーツ教室に入部している 6 年生の児童の父親から「指導者からの言葉の暴力や暴言、えこひいきが継続して行われている。大会出場資格を得る選抜試験があったが一部のメンバーにしか知らされず、試験を受けられなかった部員もいた。」と入電があった。

#### □対応

父親の話进行聴し、暴力や暴言はあってはならないこと、また選抜試験の情報を知らされなかった生徒やその保護者の受験できなかった悔しい気持ちを共感した。指導者について、同じ思いの保護者達と話し合っているということだったが直接掛けあうと言ひ合いになることや、子どもへの風当たりが強くなるのではないかとの意見が出て思いとどまっているとのことであつた。

#### □子どもの権利サポート委員会のしくみについて説明

子どもの権利サポート委員会は、保護者の代理人としての動きはしていないこと、子どもたちからの相談は一緒に考えていくスタンスであることを説明。子どもたちは辛い思いを持っているという事なので安心してスポーツができるように一緒に考えていきたいと投げかけた。

複数の保護者で話し合っているとの事だったので一度相談していただき、子どもたちがサポート委員会に相談したいという気持ちがあるなら、こちらまで連絡して欲しいことをお伝えしたところ、子どもたちの気持ちに寄り添った対応をされていることに感謝された。

#### □事後の対応等

その後問題はどうか確認の電話を入れた。「子どもたちにサポート委員会の存在を伝えたところ学校から啓発のおたよりをもらっている所以子どもたちのための相談機関であることは知っているとのことだった。子どもたちが指導者に体罰（暴力や暴言）はあってはならないことを認識してほしいと掛け合つたところ、円満な話合いが無事にもたれたとのことだった。

## ケース 2

### ◆相談の概要

クラスの同じ班の児童から嫌がらせをされ悲しい思いが続いている女子児童が母親と共に来室相談。掃除の時間に掃除場所である多目的ルームに行くと、同じ班の児童が、内側からドアを押さえ中に入れてくれない。複数の児童も加担したように感じた。別の日には傷つくような言葉を言われることもあった。

#### □子どもの権利サポート委員会のしくみを説明

勇気を出して子どもの権利サポート委員会に相談に来てくれたことを労う。サポート委員会は相談者の気持ちをじっくり聴き、一番良い方法を一緒に考えていくところであり、ゆっくりでもいいので子ども自身の言葉で悩みを聴かせてほしいと思っていると伝えたところ、嫌がらせの内容を語ってくれた。

#### □子どもの気持ちや思い

「助けてくれる友達はいたが、次の日も同じようにされた。何日か続いたため担任の先生に伝えたところ様子は見に来てくれた。相手の児童は先生が来たことで焦ったのが多目的ルームの掃除にはすんなり入れてくれた。担任の先生はドアを閉めて入れないようにしたことには触れず注意もなかった。授業中は、特に嫌なことをされないがホームルームの時に自分の真似をされて笑われたり自分の持ち物をバカにされ笑われたりした。涙が出るほどイヤな気持ちになる」と辛い気持ちと悩みを打ち明けてくれた。

#### □対応

相談者の思いを聴く中で「先生にもう一度自分の気持ちをきちんと知っておいてもらいたい。先生に話を聴いてもらいたい。嫌がらせをやめてもらいたい。」ということが分かった。

どのように担任の先生と話をしたいか尋ねたところ「お母さんも一緒に学校の先生と話をしてほしい、それでも解決しないようならサポート委員会に介入してもらいたい」と言ったため、母親と共に学校に出向くことになったが、母親は「うちの子にも問題点があるかもしれないから事態を大きくせずに話し合いをしたい」という考えであった。相談者も先生に自分の思いは伝えたいが、告げ口をしたような形になることは不安であると言ったため、個人名は出さなくてもいいので不安に思うことを担任の先生に話し、ただしドアを無理やり閉めたり、また内側から力づくで押さえ開かないようにする行為は、故意でなくとも学校内でおこる事故につながり骨折など受傷する可能性もあるので、その点は保護者の方から担任に伝えておくことを助言した。相談者と話をしていくうちに気持ちもほぐれ相談の終わりにはにこやかな笑顔になった。

#### □事後の対応

相談者から入電があり担任の先生に自分の思いを理解してもらうことができ、また掃除の件もすっきりと解決ができたという良い報告があった。

## 第2章 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発活動一覧

令和元年度 活動広報啓発活動

| 取組内容                           | 対象                                      | 時期    | 方法                                                                                    |
|--------------------------------|-----------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ダイヤルカード配布                      | 市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども   | 5月    | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布                                                                    |
| サポート委員会だよりの発行 小・中（第13号）高（第9号）  | 市内の小・中・高等学校・養護学校（公・私立）（計48校）に通う子ども      | 5月    | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）                                                     |
| 活動報告会                          | 一般公開                                    | 8月    | 8/31（土）平成30年度子どもの権利サポート委員会活動報告会を実施（活動報告会テーマ「子どもたちを支えるためにどう連携していくか～これからの関連機関の連携について～」） |
| リーフレット配布                       | 市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども   | 8月、9月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布                                                                    |
| サポート委員会だよりの発行 小・中（第14号）高（第10号） | 市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども   | 8月、9月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットとともに配布）                                                      |
| 研修会等講師                         | 人権文化センター主催子ども向け人権講座参加者                  | 9月    | まいだに人権文化センター主催の子ども向け人権講座にて子どもには聴いてもらえる権利がある」子どもの権利サポート委員により講演                         |
| 行事参加                           | イベント参加者                                 | 10月   | 10/26フレミラ秋まつりに参加（トランプ対決）                                                              |
| 小学校社会見学                        | 市内小学校 フレミラ宝塚見学時                         | 11月   | 社会見学（フレミラ見学）時に、子どもの権利サポート委員会室内見学及び説明（お手紙フォーム、ダイヤルカード、リーフレット配布）                        |
| 研修会等講師                         | 市内小学校 学習会参加者                            | 12月   | 逆瀬台小学校校区人権市民集会で子どもたちへの学習会「子どもは聴いてもらえる権利」があるよ！」を子どもの権利サポート委員により講演                      |
| 啓発グッズの配布（クリアファイル）              | 市内の小学校（公・私立）・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども     | 1月    | 学校を通じて対象児童生徒に配布                                                                       |
| 手紙フォームの配布                      | 市内の小学校（公・私立）・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども     | 1月    | 学校を通じて児童生徒に配布（啓発グッズ（クリアファイル）に挟み込んで対象者に配布）                                             |
| 啓発グッズの配布（赤シャープペン）              | 市内の小・中学校（公・私立）（計38校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども | 1月    | 学校を通じて対象児童生徒に配布                                                                       |
| サポート委員会だよりの発行 小・中（第15号）        | 市内の小・中学校（公・私立）、養護学校（計42校）に通う子ども         | 1月    | 学校を通じて児童生徒に配布（啓発グッズとともに配布）                                                            |
| リーフレット、ダイヤルカード                 | 市内施設への設置依頼                              | 年中    | 市内各公共施設へ設置                                                                            |
| 手紙フォーム                         | 市内施設への設置依頼                              | 年中    | 市内各公共施設へ設置                                                                            |
| 広報紙へ掲載                         | 一般公開                                    | 年中    | 広報紙へ掲載（相談窓口一覧）                                                                        |
| HP掲載                           | 一般公開                                    | 年中    | 随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）                                                            |
| Facebook                       | 一般公開                                    | 年中    | 随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）                                                            |

#### 視察など

| 取組内容                            | 視察       | 時期 | 内容             |
|---------------------------------|----------|----|----------------|
| 子ども施策と地方自治全国自治体シンポジウム（関係者会議）へ参加 | シンポジウム参加 | 1月 | 1/25東京都立川市にて開催 |
| 視察応対                            | 視察受け入れ   | 5月 | 仙台市いじめ対策室      |
| 視察応対                            | 視察受け入れ   | 6月 | 尼崎市こども政策課      |

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

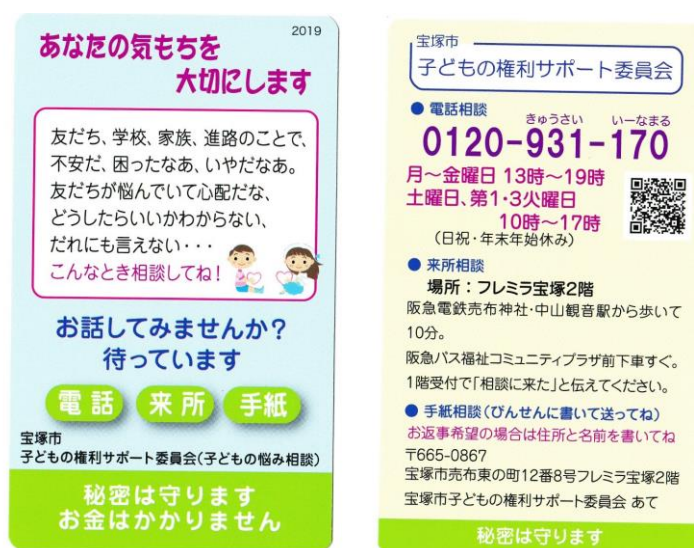
## 2 配布物

### ◆周知用カード

(小学生への配布 ・ 公共機関設置)



(中学生・高校生への配布)



◆周知用ポスター

**宝塚市**  
**子どもの権利サポート委員会**

**相談を聴く**  
電話でも会って  
事でも大丈夫だよ

**一緒に考える**  
ひみつは守るよ！  
話しはじっくり  
きくよ

**調べる・助ける**  
解決に向けて関係  
者みんなに協力・協力  
してもらおうよ！

**解決**

**ほっとできるように一緒に考えてみませんか？**

受付方法：電話、来所  
受付時間：月～金曜日 13時～19時  
土曜日 10時～17時  
ただし、第1・3火曜日は10時～17時  
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所：プレミア宝塚2階  
〒665 0937 宝塚市売方東の町12番6号

0120-931-170

お問い合わせ  
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局  
TEL 0797-91-2001

宝塚市ホームページ  
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

宝塚市

## ◆周知用リーフレット

2019

**宝塚市**  
子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設（高等学校、高等専門学校等）に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



宝塚市立宝塚南小学校  
宝塚市立宝塚南中学校  
宝塚市立宝塚南高等学校  
宝塚市立宝塚南高等専門学校

**子どもの権利サポート委員会**  
子どもの権利サポート委員会のお部屋です。

相談するには？

電話をする  
**0120-931-170**  
携帯・公衆電話からも無料です

会って話を  
直接相談室に来てください。  
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く  
手紙での相談は下記住所まで送ってください。  
(くわしくはホームページにて)

対象となる人  
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども  
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者  
(相談はどなたからでもできます)

相談できる曜日と時間  
月曜～金曜：昼1時から夜7時まで  
土曜と第1・3・5火曜：朝10時から夕方5時まで  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所  
プレミア宝塚2階  
〒665-0867 宝塚市市東の町12番8号  
阪急電鉄宝塚駅・中山駅南口から歩いて10分  
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ

## 宝塚市 子どもの権利 サポート委員会



無料相談電話  
携帯・公衆電話OK  
**0120-931-170**

宝塚市子どもの権利サポート委員会 検索



ひとり なや なん はなし  
**一人で悩まないで、何でもお話ししてみてね！**

ひみつは  
まもりまします

**子どもの権利サポート委員会**  
無料相談専用電話  
**0120-931-170**  
子どもの気持ちを一番大切にします。  
直接相談室にも来てくださいね。

**こんなとき…**

- ちょっと話がしたい。
- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく、  
友達のことでも大丈夫です

**解決**

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ぼつとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、また相談してください。  
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いします。

**話してみてね**

- 友だちのこと
- 学校のこと
- 家族のこと
- 自分のこと
- バイト先のことなど…

うまく話せなくてもいいよ。  
どんなことでも話してみてね。

**いっしょに考える**

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

**勧告・意見表明・要請**

- 必要な場合は協力してもらい、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

**調べる・協力を依頼する**

- あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力を依頼できます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

**子どもの権利サポート委員会**

◆啓発グッズ

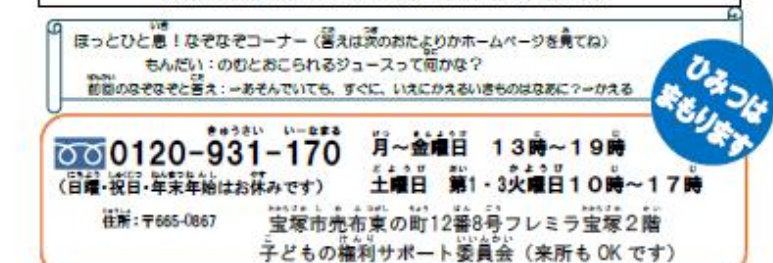
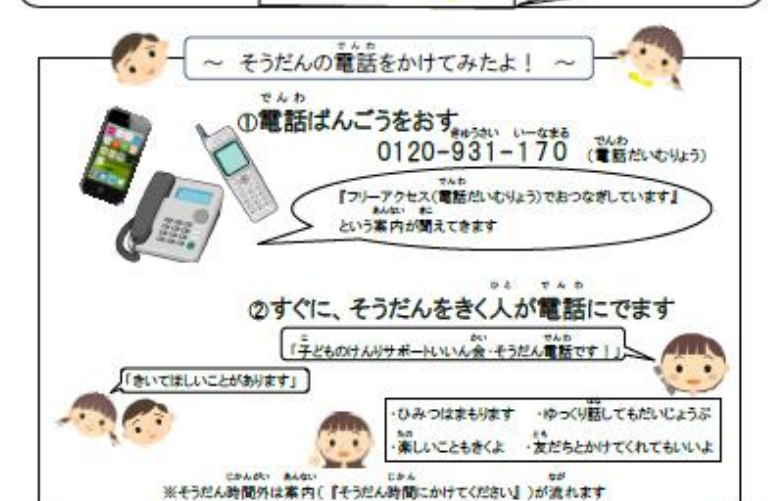
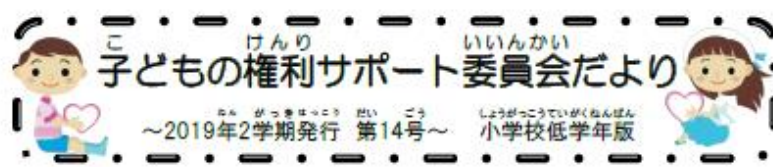
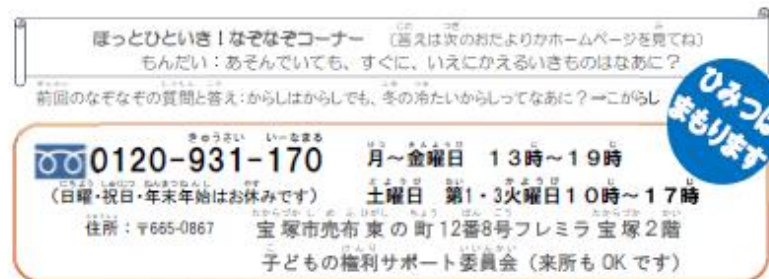
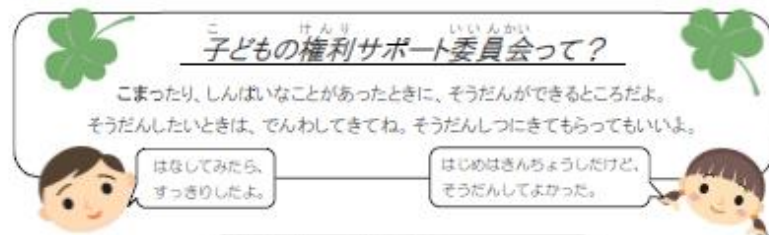
①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 赤シャープペンシル

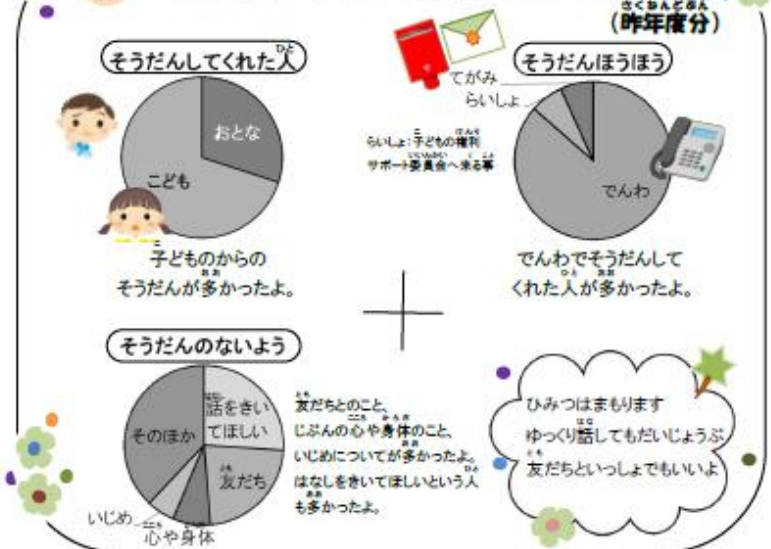


◆子どもの権利サポート委員会だより



こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ～2019年度3学期発行 第15号～ しょうがっこう ねんせいばん  
 小学校1・2年生版

～子どもからのそうだんについて～



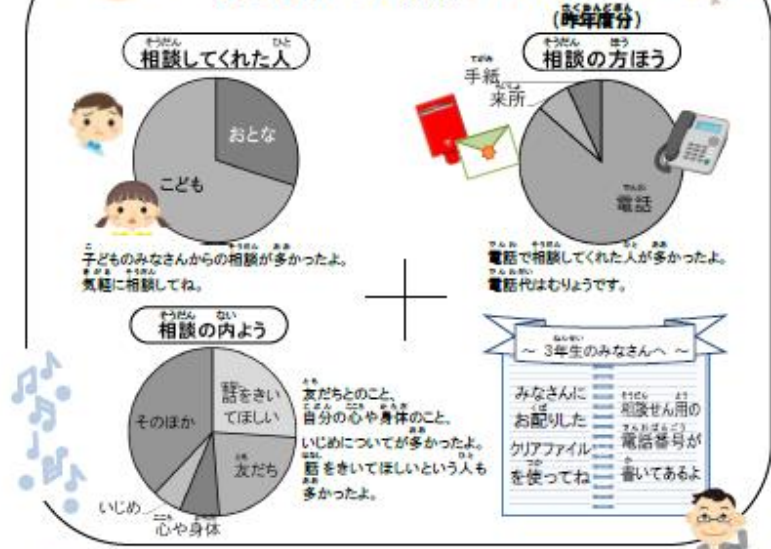
ほっとひと思！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）  
 もんだい：おどろいたときに出てくるクリって、どんなクリ？  
 前回のなぞなぞと答え：一のむとおこられるジュースって何かな？ーコーラ

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 （日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ～2019年度3学期発行 第15号～ しょうがっこう ねんせいばん  
 小学校3年生版

～子どもからの相談について～



ほっとひと思！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）  
 問題：おどろいたときに出てくるクリって、どんなクリ？  
 前回のなぞなぞと答え：一のむとおこられるジュースって何かな？ーコーラ

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 （日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
 子どもの権利サポート委員会だより  
 ~2019年5月発行 第13号~ 小学校高学年版

サポート委員会ってどんなところかな？  
 相談ができたし、話を聞いてくれるところだよ。  
 相談してみたいけどな...  
 秘密は守るよ。名前も言わなくてもいいよ。

公衆電話から相談電話をかけてみよう！  
 ①公衆電話を探す  
 ②受話器を取る  
 ③10円玉を1枚入れて電話番号を押す  
 0120-931-170 (電話代無料)  
 「子どもの権利サポート委員会相談電話です！」  
 (※相談時間外はテープの音が流れます)  
 「聞いてほしいことがあります」  
 ④受話器をもどせば10円玉が返却口にもどります。

ほっとひと息！なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりからホームページを見てね)  
 もんだい：フランスのパンはフランスパン、では日本は何パン？  
 前回のなぞなぞの質問と答え：→冬のホカホカあったかい色ってどんな色？→カイロ

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
 子どもの権利サポート委員会だより  
 ~2019年2学期発行 第14号~ 小学校高学年版

電話したいけど、ドキドキしてしまう...  
 電話で相談するって、むずかしい？  
 上手に話ができないかも...  
 話を電話にできるのかな？  
 あまり電話をかけたことがない

～相談の電話をかけてみたよ！～  
 ①電話番号を押す  
 0120-931-170 (電話代無料)  
 【フリーアクセス(電話代無料)でおつながっています】  
 という案内が流れてきます  
 ②すぐに、相談員が電話にでます  
 「子どもの権利サポート委員会・相談電話です！」  
 「聞いてほしいことがあります」  
 秘密は守ります・ゆっくり話しても大丈夫です！  
 楽しい話もききます・友だちとかけてくれてもいいよ  
 ※時間外は案内(「相談時間にかけてください」)が流れます

ほっとひと息！なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりからホームページを見てね)  
 もんだい：すぐに凍ってしまう調味料は何か？  
 前回のなぞなぞと答え：→フランスのパンはフランスパン、では日本は何パン？→ジャパン

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

# こ けんり いんかい 子どもの権利サポート委員会だより ～2019年度3学期発行 第15号～ 小学校4・5年生版

## ☆ サポート委員会への相談方法 ☆

**電話相談**

相談時間内に  
0120-931-170  
に電話して下さい。

通話料無料

**来所相談**

相談時間内に  
プレミアム宝塚2階の  
子どもの権利サポート委員会  
に来て下さい。

予約不要

**手紙相談**

相談したいことと  
お名前・学年・住所を  
書いて、  
子どもの権利サポート委員会  
まで郵送して下さい。

### ～ 子どもからの相談について ～

昨年統計

**相談してくれた人**

おとな 30%  
子ども 70%

子どもからの相談が多かったです。

**相談方法**

来所 30%  
電話 70%

電話で相談してくれた人が多かったです。

**相談の内容**

相談内容では、  
①友だち関係の悩み  
②自分自身の心や身体の悩み  
③いじめの悩み  
が多かったです。

話を聞いて欲しい、という人も多かったです。

チャレンジ？

ほんとひと意！ ななぞコーナー（答えは次の頁のよりがホームページを見てね）  
 問題：夜に使う台所用用品って何かな？  
 前回のなぞなぞと答え：→すぐに寝てしまう睡眠薬は何か？→こしょう

**ひみつはまもりす**

☎0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 （日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの顔をお見せしたいということをお伝えしています。

# こ けんり いんかい 子どもの権利サポート委員会だより ～2019年度3学期発行 第15号～ 小学校6年生版

## ☆ サポート委員会への相談方法 ☆

**電話相談**

相談時間内に  
0120-931-170  
に電話して下さい。

通話料無料

**来所相談**

相談時間内に  
プレミアム宝塚2階の  
子どもの権利サポート委員会  
に来て下さい。

予約不要

**手紙相談**

相談したいことと  
お名前・学年・住所を  
書いて、  
子どもの権利サポート委員会  
まで郵送して下さい。

### ～ 子どもからの相談について ～

昨年統計

**相談してくれた人**

おとな 30%  
子ども 70%

相談総数全体の70%以上が子どもからの相談でした。  
いつでも気軽に相談して下さいね。

**相談方法**

来所 30%  
電話 70%

電話で相談してくれた人が多かったです。

**相談の内容**

相談内容では、  
①友だち関係の悩み  
②自分自身の心や身体の悩み  
③いじめの悩み  
が多かったです。

話を聞いて欲しい、という人も多かったです。

6年生のみなさん！

小学生生活も、あとわずかです。ね、中学に進学しても、市内に在学・在住なら、サポート委員会に相談することができます。困ったときは、本日記市した啓発グッズに記載の相談電話番号に電話して下さいね。

前回のなぞなぞと答え？

→ すぐに寝てしまう睡眠薬は何か？  
→ こしょう

**ひみつはまもりす**

☎0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 （日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの顔をお見せしたいということをお伝えしています。

～ 新年度が始まって1ヶ月がたちました！ ～

楽しかったこと、頑張って挑戦したこと、1ヶ月の間にたくさんのこと  
がありましたね。1学期は色々な行事もあります。先生やお友だちと、



『明日が楽しみになる、笑顔あふれる学校』生活を  
おくれたらよいですね。



こ けんり いいんかい  
子どもの権利サポート委員会って？

こまったり、しんぱいなことがあったときに、そうだんができるところだよ。  
でんわしてきてね。

そうだんしたら  
ずっさりしたよ。

そうだんしてよかったよ。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、  
サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

～ 2学期\* がはじまりました～

夏休みが終わり、2学期がはじまりましたね。こまったり、話をきいてほしい  
と思ったときは、いつでもサポートいいんかいにでんわしてくださいね。

はなしをしたら  
ずっさりしたり、  
あんしんできたよ

でんわそうだんって？

①でんわばんごうをおす  
0120-931-170 (でんわだいむりよう)

②あんない(フリーアクセス(でんわだいむりよう)でおつなぎします)があります

③すぐに、そうだんをきく人がでんわにでます

こどものけんりサポートいいんかい・そうだんでんわです

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、  
サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
 子どもの権利サポート委員会だより  
 ～2019年度3学期発行 第15号～

まいにちさむ ひ かぜ  
 毎日寒い日が続いてますが、風邪などひかれてない  
 ですか？ からだに気を付けて、元気で楽しい  
 がっこうせいかつ げんき  
 学校生活をおくってくださいね！



こ ちから  
 ～子どもからのそうだんについて～

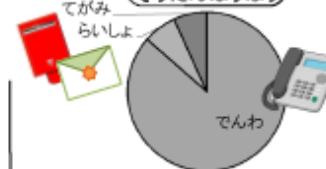
(昨年度分)

そうだんしてくれた人



子どものからの  
 そうだんが多かったよ。  
 家の人といっしょにでんわ  
 してきてくれた人も多かったよ。

そうだんほうほう



でんわでそうだんして  
 くれた人が多かったよ。  
 でんわ代はわりょうです。

ひみつは  
 まもります

☎0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所：〒665-0867

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明。  
 サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



## 子どもの権利サポート委員会だより

～2019年5月発行 第13号～ 中学生版



みなさん、こんにちは！今年のGWは10連休という、とても長いお休みとなりましたが、いかがでしたか？平成が終わりを、5月1日からいよいよ新しい年号「令和」となりました。年号制が開始されたのは、今から1300年以上前の西暦645年飛鳥時代の文化の革新のときの「大化」からで、この新しい「令和」が248番目だそうです。日本の歴史を感じますね。

### ★映画コラム★

ディズニーアニメ、ダンボの実写版を観ました。ティム・バートン監督作品ならではの独特の世界観の中、家族愛、仲間との信頼、最後のハッピーエンディングと、申し分ない映画でした。

ダンボは耳が大きすぎて周囲からは笑われ、お母さんとは離ればなれになり…そんな中、弱みを強みに変えて、耳をつばさに変えて、お母さんを助けようと奮闘するダンボには、だれもが純粋に勇気をもらえます。「You can do it! (あなたはできる!)」この言葉は、だれもが持つ弱みに答えてくれると思います。

### <質問コーナー>

●普段電話をする機会が少ないのですが、電話でどう話したらいいですか？

相談員が電話に出るので、上手に話せなくても大丈夫です。名前を言わなくてもいいので、安心してお電話してみてください。話をすることによって、考えがまとまったり、前向きになれるかもしれません。お電話お待ちしています。



FBを不定期に更新しています。のぞいてみてね！

来所もOKです！

●無料電話相談 0120-931-170  
月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●お手紙相談送付先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



## 子どもの権利サポート委員会だより

～2019年2学期発行 第14号～ 中学生版



みなさん、こんにちは！夏休みも終わり、2学期が始まりました。しんどいなあ、うまくいかないなあ、心配だなあ・・・そんなときには、ぜひ、サポート委員会に電話をしてみてください。匿名で話せます。話をすると、少し気持ちがすっきりすることもありますよ。

### ★映画コラム★「天気の子」

「ぼくたちは大丈夫だ！」この力強い言葉は、「天気の子」というアニメの主人公の一番最後の言葉です。世界的に有名になった作品「君の名は。」の新海誠監督の最新作品です。日本のアニメは素晴らしい、世界に誇れる芸術の一つだと思います。素晴らしい色彩、雨や雪、東京の風景、雑踏の音まで精細です。芸術的でありながら、ファンタジーであり、でも、ただの空想世界ではなく、今の社会に突き付けるものを感じさせる、そんな作品でした。

主人公は10代の家出少年、いろんな事情を抱えていても構いっぱい生きる、そしていろんな人と温かくつながっていく…そこに10代のビュアで繊細な感性を磨くことができました。皆さんは今10代の真ただ中！

♪勇気や希望、神とかの魔法、使い道もなく、大人は目を覚める、それでもあの日の雲はまだ、僕の全正義のど真ん中にいるよ、♪僕にできることはまだあるよ♪(RADWIMPS)  
このビュアな感性の真ただ中の皆さん、どうか、力強く生きてほしいと思います。

●なぜ相談をするの？→自分だけで考えがまとまらないときに  
誰かに話すことによって自分の考えがまとまったり解決に向かったり  
します。誰かに話してみることは大事なので、ぜひ試してみてください。



FBを不定期に更新しています。のぞいてみてね！

来所もOKです！

●無料電話相談 0120-931-170  
月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●お手紙相談送付先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

# 子どもの権利サポート委員会だより

～2019 年度3学期発行第 15 号～中学 1・2 年生版

2020 年になりました！今年はどうなるでしょうか。皆さんにとって良い年になりますように！ちょっとしんどいな、うまくいかないなあ、心配だなあ…そんなときには、ぜひ、サポート委員会に電話をしてみてください。匿名でお話できます。話をすると、少し気持ちがすっきりすることもありますよ！

## ★コラム★

いよいよ今年は日本でオリンピック開催です。皆さんが生まれてからの開催は 4 回目でしょうか？4 年前は小学生の時。その時に見たのとはまた違った目線で見るができるのではないのでしょうか？

オリンピックのシンボルの輪は何色があるか、すぐに思い浮かべることはできますか？青、黄、黒、緑、赤です。バックの白色を加えると、世界の国旗のほとんどを描くことができるそうです。オリンピックの精神はオリンピズムと言い、「スポーツを通して心身を向上させ、文化・国籍など様々な違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って、平和でより良い世界の実現に貢献すること」だそうです。近年は、地球環境について考える機会にもなり、今年のオリンピックでは、プラスチックリサイクルで表彰台を作ったり、都市鉱山と言われる、家にある小型家電などに含まれる金属からメダルを作っています。自国での開催である配慮すべきオリンピックの年に、スポーツはもちろんですが、平和や環境問題についても考えてみると、より深くオリンピックを楽しめるかもしれませんね！

なぜ相談をするの？→自分だけで考えがまとまらないときに  
誰かに話すことによって自分の考えがまとまり解決に向かったり  
します。誰かに話してみることは大事なので、ぜひ試してみてください。



Facebook を不定期に更新しています。のぞいてみてね！

来所も OK です！

●無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●お手紙相談送付先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛  
ひみつは守ります ※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を  
お聞きしたいということをお伝えしています。

# 子どもの権利サポート委員会だより

～2019 年度3学期発行 第 15 号～ 中学3年生版

2020 年になりました！今年はどうなるでしょうか。皆さんにとって良い年になりますように！  
このたび、中学3年生のみなさんに啓発グッズとして、赤シャープペンを用意しました。勉強に、プライベートに、ぜひ使ってくださいね。  
ちょっとしんどいな、うまくいかないなあ、心配だなあ…そんなときには、ぜひ、サポート委員会に電話をしてみてください。匿名でお話できます。話をすると、少し気持ちがすっきりすることもありますよ！

## ★コラム★

いよいよ今年は日本でオリンピック開催です。皆さんが生まれてからの開催は 4 回目でしょうか？4 年前は小学生の時。その時に見たのとはまた違った目線で見るができるのではないのでしょうか？

オリンピックのシンボルの輪は何色があるか、すぐに思い浮かべることはできますか？青、黄、黒、緑、赤です。バックの白色を加えると、世界の国旗のほとんどを描くことができるそうです。オリンピックの精神はオリンピズムと言い、「スポーツを通して心身を向上させ、文化・国籍など様々な違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って、平和でより良い世界の実現に貢献すること」だそうです。近年は、地球環境について考える機会にもなり、今年のオリンピックでは、プラスチックリサイクルで表彰台を作ったり、都市鉱山と言われる、家にある小型家電などに含まれる金属からメダルを作っています。自国での開催である配慮すべきオリンピックの年に、スポーツはもちろんですが、平和や環境問題についても考えてみると、より深くオリンピックを楽しめるかもしれませんね！

なぜ相談をするの？→自分だけで考えがまとまらないときに  
誰かに話すことによって自分の考えがまとまり解決に向かったり  
します。誰かに話してみることは大事なので、ぜひ試してみてください。



Facebook を不定期に更新しています。のぞいてみてね！

来所も OK です！

●無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●お手紙相談送付先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛  
ひみつは守ります ※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を  
お聞きしたいということをお伝えしています。

## 子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります)  
～2019年5月発行 第9号～ 高校生版

「平成」から「令和」へ・・・  
人々が楽しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が  
こめられたそうです。  
ひとりひとりの日本人が明日への希望と共にそれぞれの花を  
大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいと願いを込め  
決定したそうです。「令和」綺麗な響きで、字面も凛としてステキですね。  
良い時代となりますように・・・

あるデータによると高校生は悩みを相談するとき「ネット」や「掲示板」を多く利用することが  
分かりました。自分の今の成績だったり、どこかの大学に合格するだろうか？ということや、人間関  
係のこと、それに性のことはやっぱり友達にも聞けないこともあるので「ネット」を利用するとい  
う回答が多かったそうです。ただネットや掲示板がいつも正しい情報を提供しているかは定かでは  
ないですね。ネットや掲示板で犯罪に巻き込まれている若い人たちがとても増えているので心配で  
す・・・とはいえ

- 相談したいけれど否定されるようなことを言われたり干渉されたりすると困るから身近な人には  
話づらい
  - 話を聞いてくれる場所がどこにあるのか分からない
  - カウンセリングは敷居が高いイメージがあって踏み出せないでいる
- このような不安を一人で抱え込んでしまう方も多いのではないのでしょうか？  
悩みを誰かに話してみたい、そんな気持ちがある方は・・・  
ぜひぜひ子どもの権利サポート委員会を利用してくださいね。

宝塚市のHPや子ども向け公式HP「たからづかKIDSキッズ」<フェイスブック>で  
サポート委員会を紹介しています。  
「どんなところか分からないので相談しにくいな」と思われたら事前にチェック  
してみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



きょうだい いーなまる 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

■無料電話相談 0120-931-170

■来所相談 フレミア宝塚2階

■手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛

## 子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります)  
～2019年2学期発行 第10号～ 高校生版

### ・・・タピオカドリンクが高校生活を彩っている・・・？

いまやどこのお店も行列になっていると言ってもいいほど、大人気のタピオカ。  
タピオカの魅力？は、モチモチの食感、弾力、飲み歩きできる手軽さ、容器のお  
しゃれさ・・・など挙げるとキリがないですね。  
勉強やクラブ活動を頑張った時にはお友達と自分達へのご褒美ということで飲むこ  
ともあるのではないのでしょうか。  
わたしも時々、宝塚にある某タピオカ屋さんに行くことがあるのですが、フレーバ  
ーが豊富で、どれにしようか悩むことが多いです。  
それほどどんな飲み物でも食感が合うのでしょうか。  
今、高校生の間でブームの1つがタピオカだそうです。  
高校生のお財布には優しいお値段、味も自分でカスタマイズできることや、大阪や  
神戸には新しいタピオカさんができていて、お友達と出かける楽しみにもなるか  
らブームなのでしょう。  
それに一杯で満足感を得られますね。タピオカを片手に、スマホで撮影しながら、  
お友達と過ごす時間も、人気の理由かもしれません。  
行列に並んで、やっと買ったタピオカを飲みながら、お友達とおしゃべりや、  
一人の時間を過ごすために飲むタピオカは、高校時代の思い出になるのではないで  
しょうか？  
でもブームと背中合わせの問題は、容器のボイ捨て。  
プラカップのゴミ問題が全国的に浮上しているようです。  
特に来年は東京五輪があるので、海外の人に「日本って綺麗な国だね」と言われたい  
ですね。タピオカを楽しみつつマナーを守って環境美化を考えていきましょう。

宝塚市のHPや子ども向け公式HP「たからづかKIDSキッズ」<フェイスブック>で  
サポート委員会を紹介しています。  
「どんなところか分からないので相談しにくいな」と思われたら事前にチェック  
してみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



きょうだい いーなまる 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

■無料電話相談 0120-931-170

■来所相談 フレミア宝塚2階

■手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛

### 3 活動報告会

◇平成 30 年度活動報告会（令和元年 8 月 31 日開催） ※前年度分の活動を報告しました。

平成 26 年 11 月 1 日よりスタートし、5 年を経過し、子どもの権利サポート委員会の活動をご理解いただく機会として活動報告会を実施しました。

#### ○「平成 30 年度子どもの権利サポート委員会活動報告」

宝塚市子どもの権利サポート委員会 委員長 田中賢一（弁護士）

子どもの権利サポート相談員

#### ○公開意見交換会「子どもたちを支えるための連携と情報共有とは

～教育現場、地域の関わりから、関係者で考えよう」

民生・児童委員 第5地区 山下和美 さん

宝塚市立小浜小学校 園田和広 さん

宝塚市 学校教育部学校教育課 大場裕太 さん

宝塚市 SSWスーパーバイザー 大塚美和子 さん

子どもの権利サポート委員会委員 西 友子（大阪樟蔭女子大学準教授・臨床心理士）

<コーディネート>

子どもの権利サポート委員会委員 浜田進士（子どもの権利条約総合研究所 関西事務所長）



テーマ『子どもたちを支えるための連携と情報共有とは』  
～教育現場、地域の関わりから、関係者で考えよう(公開意見交換会)～

平成30年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告会

**2019年(令和元年)8月31日(土) 13:00～15:00 (開場 12:30)**

**当日先着50名(入場無料) / 場所：フレミラ宝塚3F会議室**

※詳細は、ホームページ・Facebook をご覧ください

一時保育・要約筆記・手話通訳は要予約

問い合わせ・予約：宝塚市子どもの権利サポート委員会  
電話番号 0797-91-2001  
ご来場の際は公共交通機関をご利用ください

子どもの権利サポート委員会 検索

宝塚市

## <活動報告会>



#### 4 啓発活動

◇フレミア宝塚 秋まつり（令和元年 10 月 26 日開催）

毎年恒例のフレミア宝塚において開催される秋まつりに参加しました。トランプゲームを実施し、たくさん子どもたちが来てくれました。子どもの権利サポート委員会を知ってもらう機会になりました。また、ゲームをしながら、学校を通じて配っているお便りを見ていてくれることなども確認でき、今後も継続した活動の必要性を感じました。



◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



(知ってよ宝塚「子どもの権利サポート委員会」動画 Youtube 二次元コード)

## 新型コロナウイルス感染症と子どもの権利

子どもの権利サポート委員会委員 浜田進士

2020年1月からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大によって、宝塚市の子どもの権利は大きく侵害されました。新型コロナウイルス感染症が、子どもたちの権利を直接侵害することになったのは、2020年2月27日の安倍首相が全国一斉臨時休校要請方針を打ち出したことでした。以後、3か月間にわたって学校は休校されました。

この長期にわたる休校措置によって、子どもの権利はどのように制限されたのか市長部局や教育委員会は実態を明らかにして下さい。その際、子どもの権利条約や2020年4月8日に国連・子どもの権利委員会「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」など、この間発表された国際基準をもとに検証しなければなりません。

具体的には、①今回の一斉休校は、感染拡大防止に効果があったのか、効果があったのなら、なぜ学校より密接な空間である放課後児童クラブは開所していたのか検証が必要です。②突然の一斉休校措置や卒業式などの行事の運営について、子どもたちの意見表明権が制限されなかったか、オンラインによるアンケートの募集などの取り組みをする必要があったのではないかと検証が必要です。③これから新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波が来たときに、宝塚市の子どもたちへの影響をできるだけ少なくするために、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」による包括的・総合的な検証が、いま必要ではないでしょうか。

宝塚市は、子どもの声を聴きながら、これまでの子ども施策を見直し、With コロナ時代のこれからの生き方を考え、模索していかなければなりません。宝塚市らしい取り組みが必要です。

そのためには以下の3点が大切ではないかと考えます。

（1）子どもたちと共に、新型コロナウイルス禍における子どもの権利侵害の状況を明らかにしていき、新しい子どもの意見表明の形、参加の形を子どもたちと作っていく。

（2）おとなは、日常のなかで子どもが権利主体であるということを常に意識して、新型コロナウイルス禍や災害下でこそ、子どもの権利行使をサポートしようとする市民となる。

（3）教職員は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、新型コロナウイルス禍や災害下においても、学校で子どもが権利行使できる環境を整える。

宝塚市子どもの権利サポート委員会としては、子どもたちの気持ちをしっかりと受けとめ、子どもたちの声を市長に届け、宝塚市の子ども施策の改善につなげていきたいと考えています。

## 国連・子どもの権利委員会「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」

2020 年 4 月 8 日

国連子どもの権利委員会(原文:英語)

日本語訳:平野裕二

かんたんな日本語訳:長瀬正子・畠山由佳子

子どもの権利委員会(注 1)は、コロナウィルスが世界的に流行することで、子どもたちの身体、心や感情表現に大きな影響を与えていると考えています。だからこそ、それぞれの国が、子どもたちの権利をまもるように求めたいと思います。

世界中のすべての子どもたちの状況(弱い立場に置かれた子どもたちの状況はなお)が心配です。とくに緊急事態宣言が出たり、ロックダウン(注 2)がなされたりしている国々においては、多くの子どもたちが身体、心や感情に大きな影響を受けています。

この文書は、コロナウィルス感染拡大による影響をもっとも少なくするためにさまざまな対応がなされますが、どんな時にも、子どもの権利を尊重するようにするために、各国に対してだされたものです。

### 1. 新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響

今起きている世界中での感染の広がり、子どもの権利のさまざまな面に影響を与えます。健康、社会のありよう、教育、それから、お金に関することやほっとすることや遊びなど楽しいことにも、影響があります。緊急事態宣言による「がまんの生活」は少しの間だけ、と思われていました。でも、実際は少しの間では終わらず、思った以上に長い「がまんの生活」になりそうです。現在は、世界的にも非常に心配な状況です。いつもは、委員会は、誰かの権利をとめるようなことのある方法ではできるだけやめるべきだと思っています。

それでも、今は、人々がこれ以上コロナウィルスに感染しないようにするためには、誰かの権利をとめるようなこともある「がまんの生活」も必要だと考えています。しかし、このような「がまん」は、必要な分だけ、そして、できるだけ少なくする必要があります。加えて、この世界的な感染の広がり、国の財政を苦しくさせます。でも、だからといって、子どもの権利を実現することをじゃまするものにしてはいけません。すべての国は、できるだけ感染をへらすための行動を考える際にも、子どもにとって最もいいことは何かを考える(第 3 条)必要があります。

### 2. 子どもたちの文化的・芸術的活動を大切に

子どもたちが休んだり、ほっとしたり、遊んだりすること、文化や芸術に触れるような活動ができるようにするために、さまざまな方法を考えましょう。例えば、1 日 1 回

の屋外での活動(その時には、人と人との距離をとることや、健康をまもるための基準をまもる)や、テレビやラジオ、それからオンラインを利用した子どもにやさしい文化的・芸術的活動はおすすめです。

### 3.子どもの学びを保障すること

オンライン学習が、もうすでにあった不平等や格差をより悪化させないようにすることも大切です。また、オンライン学習だけが、子どもと教員のコミュニケーションをとるものになることもさけましょう。

オンライン学習をするための環境を考えてみましょう。家にパソコンがあり、すぐにオンライン学習ができる環境がある子どもは学習に参加できますが、そういった機器をもっていない子どもは参加できません。

そうした状況にある子どもがいることも想像し、子どもと教員が交流するためのツールをオンライン学習のみにすることなく、子どもが活用できる多様な方法を考える必要があります。

### 4.栄養のある食事を確保すること

緊急事態、またはロックダウンの間に、子どもたちが栄養のある食事を食べることができるようにするための仕組みをすぐに準備しましょう。学校が休校になっていますが、栄養のある食事が給食だけであるという子どもたちもいるからです。

### 5.子どもに対する基本的なサービスをとめないこと

子どもに対する基本的なサービス(例えば、健康に関すること、水、衛生状態をよくすることや出生登録など)をとめないようにしましょう。子どもの健康を守るシステムは、この間の感染にかかわる対応によって忙しくなったり、もともとあった資源が少なくなってしまうたりしています。たとえ、そのような状況であっても、子どもたちが必要とする健康にかかわるケアが受けられなくなったり、受けづらくなってしまうたりするのを防がなくてはなりません。

例えば、コロナウィルスに関する治療については必要な検査、将来開発される可能性のあるワクチンを受けることがあげられます。コロナウィルスに関わる医療ケアだけではありません。医療サービスが足りない状況になっても、子どもたちがもともと受けていた病気に対する治療やメンタルヘルス(心の健康)に対する治療も引き続き受けられるようにする必要があります。

どんな緊急事態においても、清潔な水が飲め、清潔な環境にいられるようにすることは大切です。出生登録についても同様です。

## 6.子どもをまもる仕組みを保ちつづけること

子どもをまもる仕組みを、今の状況において「非常時でも絶対に提供されるサービス（英語では、essential services）」として考える必要があります。それは、食料を売ったり、電車やバスを動かしたりすることや、医療や警察と同じように止めてはいけないサービスです。

そして、これらのサービスが、子どもと家族にとって使いやすい仕組みであり続けるようにしましょう。子どもや家庭にとって必要だと思われるときに家庭訪問してもらうことや、心の安定をまもる（メンタルヘルス）ためのケアを提供することなどが考えられます。外出制限があることは、子どもたちが、家のなかで体や心への暴力にあうリスクを高めてしまいます。また、ものすごく家族がたくさんいてきゅうくつなスペースで生活している子どももいます。そうしたとき、特に、障害のある子どもとその保護者は、よりしんどい状況になってしまうこともあります。

すべての国は、電話やオンラインによる連絡や通報の仕組みを知ってもらうために、今まで以上にテレビやラジオやオンラインを通じて働きかけていく必要があります。そして、コロナウィルスの感染拡大によってもたらされる経済的な、あるいは社会的な影響をできるだけやわらげるためにも、貧困、あるいは住宅事情がよくない子どもの権利をまもるための特別な対策も求められています。

## 7.より弱い状況の子どもに視点をおく

感染の世界的な広がりによって引き起こされる想像をこえた状況によって、より弱い状況におかれる子どもたちをまもりましょう。具体的には、障害のある子ども、貧困の状態にある子ども、路上で生活している子ども、移住や難民の申請をしている子ども、国内で避難をしている子ども、マイノリティや先住民族の子ども、HIV を含む基礎疾患を持っている子ども、自由を奪われている子ども、難民キャンプや少年司法にかかわる施設、児童養護施設等の子どもが考えられます。感染をへらしていくための対応を行う際にも、差別の禁止(第 2 条)は大切です。私たちは、より弱い状況におかれる子どもたちをまもることを重視した対応をとる必要があります。

## 8.自由を奪われている子どもたち

自由を奪われている子どもたち(身体的に行動が制限されている施設などで生活している子どもたち)について特に伝えたいことがあります。可能ならば、子どもたちが施設から釈放されるようにしましょう。

それが難しい場合は、家族と定期的に会えるようにする方法を考えましょう。多くの国では、施設で生活する子どもや自由を奪われている子ども(例えば、警察の施設や刑事施設、閉鎖されている施設、難民のひとたちを収容する施設など)は家族との面会を制限されています。こうしたことは、短期間は必要な場合はあるものの、長期間になる

と、よくないことが多くなります。子どもたちは、家族に直接会うという方法が難しくとも、電子メールや電話等も含めて家族と連絡がとれるようにするべきだと考えます。緊急事態宣言が延長される場合は、家族と会うことを禁止するということについてもう一度考えなおしましょう。親と一緒に移住しようとしてきた子どもたちが収監されたり、親と引き離されたりしてはいけません。

#### 9. コロナウィルスにかかわる子どもの逮捕

コロナウィルスに関連する国からの指導にしたがわなかったことによって、子どもが逮捕されたり、刑務所に入れられたりすることがないようにしましょう。また、たとえばそうした状況が起きたとしても、すぐに家族のもとに帰れるようにしましょう。

#### 10. コロナウィルスに関する正しい情報の伝達

コロナウィルスについて、そして、コロナウィルスの感染を予防していくための正しい情報を、子どもにやさしくかつすべての子どもに伝えられるようにしましょう。そのときには、障害のある子どもや、日本語を理解するのが難しい子どもや、インターネットにアクセスしにくい子どものことも想像し、さまざまな言語や方法で可能な限り届けられるようにすることが大切です。

#### 11. 子どもの意見を聴くこと

今起きている世界的な感染の広がりにおけるさまざまなことを決めていくプロセスにおいて、子どもたちの意見が聴かれ、大切にされる機会をつくりだしていきましょう。子どもたちは、今何が起きているのかを理解し、そして、そのことにかかわってなされるさまざまな対応とプロセスにおいて、自分も参加している、かかわっているという感覚をもてるようにすることが何よりも大切なことです。

2020年4月8日

注 1: 国連にある子どもの権利についてそれぞれの国の状況をチェックしたり、確認したりする組織です。

注 2: 感染が広がるのを防ぐために人々の移動を少なくするための政策

英語全文

[https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/1\\_Global/INT\\_CRC\\_STA\\_9095\\_E.pdf](https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/1_Global/INT_CRC_STA_9095_E.pdf)

平野裕二さんによる日本語訳全文

<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/327.html?fbclid=IwAR18rCxJDCPhpXFIT2IYNFcFW98nmTOvyWNqBG4goDwwnFqJEm6TckjCEmw>

以上

## 新型コロナウイルスによる自粛と親子

子どもの権利サポート委員 西 友子

令和の時代に入り、何かが少しずつ変わっていくような、そんな気がしていました。しかし実際にはこの 3 月からそれまででは想像できないような毎日がやってきてしまいました。

子どもたちは学校が突然にお休みになってしまい、卒業式ですら従来のようなお祝いをする事が出来なくなってしまったところがたくさん出てしまいました。そのまま 4 月もお休みになり、入学式や新学期を迎えられないまま、そして 5 月も続いてしまいました。大人も子どもも、高齢者も若い人もみんな「わからない敵」に不安に思い、どう対処すればわからぬまま日々を過ごしていました。「わからない」ということは何よりも恐ろしいことです。その頃から「コロナ禍」という言葉をよく耳にするようになりました。「禍」という字を今まで見たことも書いたこともない人は多いと思います。恥ずかしながら私もその一人で、こっそりと調べました。「禍」は災いという意味です。ただ、「災い」は防ぎようのない天災などをさし、「禍」は人為的な努力によって防ぐことができる事柄、ということを知り、たくさんの「不幸」をたくさんの人の努力でなんとか対処できるもの、と考えてネーミングされたのでしょうか。その通り、日を追うごとにいろいろなことがわかってき、それなりに対応策が発表され、闇雲に怖がるのではなく、そのときの一番よい方法を我々が行っていくことにより、少しずつ収束に向かっているようです。医療機関や介護施設でお仕事をされている方々への感謝は言葉に出来ないほどです。今後については誰もわかりませんが、確実にいえることは、自粛の期間に、我々に大きな変化がありました。前置きが長くなりましたが、今回は、この変化について述べさせていただこうと思います。

子どもたちが学校に行かず、家族も在宅ワークとなるなど、家族がなんとなく家にいる時間が増えたおうちが多くなりました。学齢期の子どもをもつご家庭は、どうしても子どもの動静が中心になってしまいます。保育所に通所している子どもから大学に通う成人まで、皆が家にいることになりました。食事の支度をする方にとっては、とんでもなく作業量が増え、大変になってしまいました。ユニセフをはじめとして、さまざまな機関から虐待や DV の危惧が報告されています。生活の変化は仕事量の変化となり、同時にそれは体力のみならず心理的にも多大な負担を課すこととなります。テレビなどのメディアやインターネットから「ステイホーム」という言葉とともに、仲良く生活を工夫している映像等が流れ、余計にしんどくってしまう方が増えることは否めません。それくらい大変な状況なのです。いつ終わるのかわからない状況であれば、頑張りもどこまでなのかわからず、より不安になってしまう方も少なくはなかったと思います。

でも、先に書いたように、「ステイホーム」を楽しもう、と考えた家族もあるでしょう。メディアで紹介されているのは幼い子どもと親、というシチュエーションが多いようでしたが、現実には中学生や高校生、大学生もいるのです。それぞれ自分たちの社会を持ち、それなりに忙しくしている彼らと、生活時間が一緒になり、食事をともにすることになり、話しをすることが増え、一緒に遊ぶことができるようになったのです。後回しになっていた家の掃除や、小さな修理、部屋の模様替えや工夫などもでき、ホームセンターが大盛況になっていたと聞きます。あるご家庭は、ご両親ともお仕事をされており、お子さんは学校や塾、部活などで 4 人一緒に食卓を囲むことが今までなかなか出来なかったそうですが、このコロナ禍でそれが出来た、と話されていました。子どもは成長するにしたがって、少しずつ家庭から巣立っていきます。親は、それを心配しながら、でも喜びながら、そして少し淋しく思いながら見守るものなのですが、この事態のせいで、少しの期間巣立ちがとまり、元の巣に戻ったようになったご家族も多かった、と思います。

対人支援の技術の中に「リフレーム」という技術があります。同じものでも解釈を変えて考えると、ポジティブな思考になれる、という技術です。コロナ禍という想像もしなかったこの苦境を、いかに心理的に乗り越えるか、その鍵はこのリフレームにあると、私は思います。

不公平感でイライラすることもあると思います。その上、いつ収束するのかすらわからない状況の中で生きていかなければならないのであれば、隣人とともに楽しく暮らさないといけません。それなら、誰かがプレゼントしてくれた家族の時間、と思って「成長した子どもたちと、本当であればなかったこの時間、感謝して過ごす」のはいかがでしょうか。



## 『 子どもの居場所 』

子どもの権利サポート相談員

子どもの居場所とはどういう場所をさすのでしょうか。

精神的にも肉体的にも安心していられる場所ではないかと思います。

子どもたちは、学校に通い、学び、遊び、その中で様々な経験をしながら成長していきます。楽しいことや嬉しいこと、成功した達成感も経験しますが、時として人間関係に悩みを抱えることも少なくありません。大人からみれば些細なことかもしれませんが、当人は思いつめ、身の置き所がなくなる思いをすることもあるでしょう。相談する相手がいない子どもたちは、尚更ではないでしょうか。

家庭が安心できる場所である子どもたちにはまだ救いがあると思いますが最近は家族同士の関係の希薄化も否定できません。子どもたちが安心できる場所であるはずの家庭が子どもの悩みの発生につながる場合もあります。

親からの虐待、ネグレクト、理由は様々かもしれません。

このように学校の先生や親に相談できないと思っている子どもたちが相談を気軽にできるところ、そのような居場所をつくるのが私たちの責務ではないかと考えています。私自身学習塾で子どもと関わっていた経験があり子どもたちには安心できる場所が必要であることを肌で感じてきました。学校でも家庭でもない第三者的場所が子どもたちの居場所となりうることもわかりました。子どもたちの話に傾聴し少しずつ寄り添っていく中で、子どもは安心できる場所であるのだと分かると心を開いてくれることもありました。また子どもたちは自分で考え少しずつですが答えを導きだせるようになっていくことをもわかりました。そうなってくると子どもたちは自分だけではなくて周りの子どもたちの様子にも関心をもてる余裕が出てきてお互いの悩みの解決方法を模索します。先にも述べましたように、子どもは精神的にも肉体的にも安心していられる場所に身をおいて初めて、自分はどうしたいのか考えられるのではないのでしょうか。私は現在、子どもの権利サポート委員会相談員という立場にありますが、このサポート委員会という場所で、子ども自身が自分はどうしたいのか安心して考えていけるように寄り添い一緒に考えていけるようにしたいと思っています。子どもが自分の明るい未来を考えられることが、これからの日本の明るく輝く未来にもつながると思います。

その一助となれるように子どもが安心して相談できる相談室をつくっていききたいと思います。



## ＜参考資料＞

### ◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

#### I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

##### 1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

##### 2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

##### (1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見聴取が行われました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申が市長に対して行われました。

3 子どもの権利サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

## Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

### 1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

### 2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義・・・市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

### 3 相談体制

（委員）3人（弁護士） 田中 賢一

（任期平成26年（2014年）11月1日から

（再任・3期目）

令和2年（2020年）10月31日まで）

（大学講師） 浜田 進士

（任期平成26年（2014年）11月1日から

（再任・3期目）

令和2年（2020年）10月31日まで）

（臨床心理士）西 友子

（任期平成27年（2015年）4月1日から

（再任・3期目）

令和3年（2021年）3月31日まで）

※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（非常勤嘱託職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、

土および第1・3火 10：00～17：00

（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙

（場 所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚 2 階

（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

#### 4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見することもできます。



## 5 相談・救済の流れ

### 1 相談方法

- ・電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）<sup>きゅーさい い-なまる</sup>で受けています。
- ・来所相談 フレミア宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局に直接来てもらってお話しをお聴きしています。
- ・手紙相談 お手紙フォームやまたは便箋等で書いてもらったお手紙を受け取り、お返事の方法（手紙により返信するなど）にて、相談のお返事をしています。
- ・インターネット受付 市HPから相談受付フォームに入力してもらった内容を、折り返しお電話でお答えします。

### 2 相談できる人

- ・子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

### 3 相談・救済の流れ

- ・最初に相談員がお話しをお聴きします。じっくりお話を聴き、一緒に考えていきます。相談者が自身でできることを考えたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

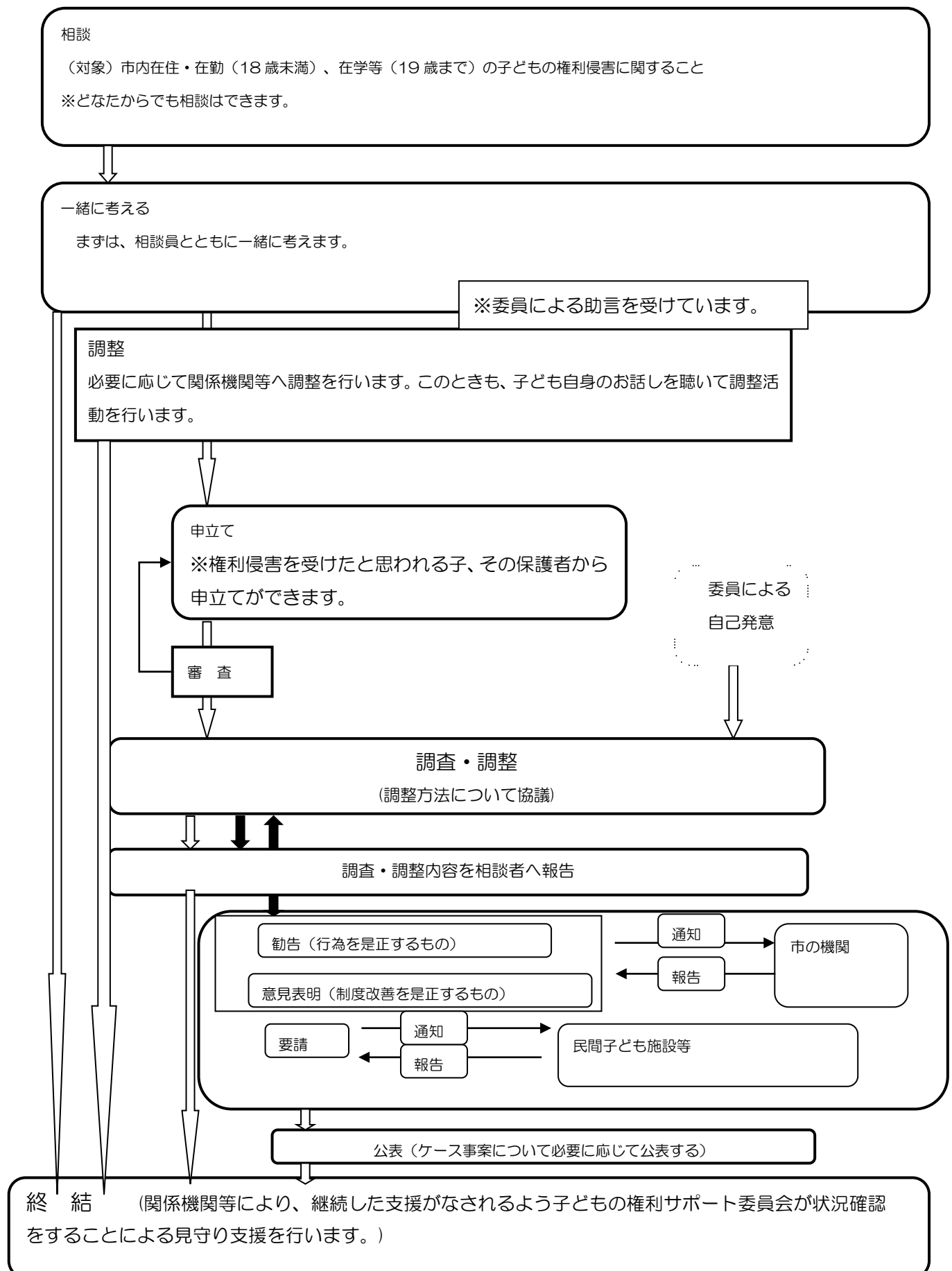
相談者には、自身でやってみたことがうまくいかなかったりなど、悩むことがあればまた話しをお聴かせしてほしいことを伝えることで、今後も一緒に考えていく姿勢でお話しをお聴きします。

- ・相談内容を相談員から報告し、子どもの権利サポート委員による助言を受け、委員による面談を行ったりしたのち、調整活動等を行います。

- ・子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- ・当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査実施等を行ったり、改善の要望や意見表明などを行います。

## 子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



### Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準する者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るもののうちから、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

- (1) 議会の権限に属する事項であるとき。
- (2) 裁判係争中の案件であるとき。
- (3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。
- (4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号  
フレミラ宝塚2階

TEL 0797-91-2001（事務局）

TEL 0120-931-170（相談専用電話）

